

官報

号外
平成二十二年三月九日

○第七十四回国 衆議院會議録 第十二号

平成二十二年三月九日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

金の廃止等に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議
○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

金の廃止等に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣前原誠司君。

(國務大臣前原誠司君登壇)

○國務大臣(前原誠司君) 金の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

金が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金については、平成二十二年度から廃止し、その費用は管理主体である国の負担とする等の措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提出することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案では、国が管理する道路、河川等の維持管理に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止するため、関係法律の整備を行うとともに、平成二十二年度に限った特例措置を定めることとしております。

その他、これらに関しまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、金の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

金の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。若井康彦君。

(若井康彦君登壇)

○若井康彦君 民主党の若井康彦です。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしましたし、金の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案について質問します。(拍手)

民主党を中心に政権交代が実現してから半年がたとうとしております。鳩山政権にとって改革の一丁目一番地、地域主権、この実現を目指し、国と地方の役割分担を明確にした上で、国の守備範囲を縮小していくことが求められています。

さきの総選挙において、民主党は直轄事業負担

金廃止をマニフェストに掲げてきましたが、今回の維持管理負担金廃止法案は、その具体的実現に向けての第一歩を踏み出すものであります。時代にふさわしい新たな公共事業を再構築する上で、また地域主権改革を具体化する上での重大な意義にかんがみ、速やかに法案成立を図らなければなりません。

さて、本題に入る前に、以下の数字について報告したいと思います。

旧自公政権は、小泉内閣以来、公共事業の削減を進めたと言います。しかし、実態はどうなんでしょう。確かに、二〇〇一年から二〇〇八年までの八年間の間に、国交省関連の公共事業費、約十二兆一千億円から九兆四千億円へと二兆七千億円、四分の一減っております。しかし、この間、直轄事業は、三兆三千五百十一億円から三兆三千四百九十六億円へとほとんど減っていない。一方、補助事業の方は、八兆七千七百八十九億円から六兆八百七十一億円へと三割も減っております。

すなわち、減ったのは地方分だけだ。これでは、公共事業のスリム化どころか、専ら地方へのしわ寄せが強行されたにすぎず、実際は公共事業の中央集権化だったと言っても過言ではありません。

この結果、自治体によるインフラ整備は停滞をし、人々の暮らしと地域の経済を身近なところから支えるはずの基盤はますます危うさを増し、さらに直轄事業から締め出されてきた地元の中小零細建設業の倒産が続出した、このことは御存じのとおりです。

政権交代によってこうした流れをとめることこそ鳩山政権の責務であると考えますが、原口大

臣、これまでの公共事業のありようについて御感想をお聞かせください。

今、我が国は、大きな時代の曲がり角に差ししかつています。日ごろ前原大臣が繰り返し述べられていたように、人口減少時代の到来と財政事情の逼迫の中で、無駄を排し、効率的な公共事業を実現することの必要性については、まさに同感であります。これまで積み上げてきた貴重な社会資本のストックを、上手に維持管理しつつ有効活用し、さらに時代にふさわしい整備を進めていかなければなりません。

市街地の外れに大きなバイパスをつくる、一昔前のまちづくりの定石ですが、人口急増時代なら、人も車もどんどんふえる、沿道に見る間に新たな市街地が広がり、大型ショッピングセンターが建ち、既成市街地と相まって一回り大きなまちづくりを誘導できた。しかし、今日では、限られた人も車も商店もみんなバイパス沿いに吸い寄せられ、肝心の既成市街地の方はあつという間に空洞化してしまいます。

これからは、この既成市街地をリファインすることが大事。右折車がひっきり、道路全体が渋滞している町中道路の交差点改良を至るところで進め、道路全体、町全体をよみがえらせる。バイパスは国の事業ですが、交差点改良は自治体の事業、前者はゼネコンの仕事ですが、後者は地元工務店の仕事、公共事業で地域社会と経済を活性化するんです。

これまで積み重ねてきた町の資産を放棄し、狭い国土にもかかわらず、車でしか暮らせないなんてまちづくりをもうこれ以上続けてはいけません。

「コンクリートから人へ」、財政シフトの観点か

ら、今年度、一八％余、公共事業予算を削減したわけですが、こうした中身や進め方についても思い切つて見直すことを考えかと思ひます。少ない予算で集中的に、血の通つた公共事業に変えていく、まさに今、公共事業に求められているのは、コンクリート、金から人へ、金もうけのためでなく、人と地域を助け、国民の暮らしを支えるための公共事業への変革です。

前原大臣、決意のほどをお聞かせください。

さて、議題となつてゐる直轄事業負担金ですが、この問題、今始まつた話ではありません。全国知事会が最初に直轄事業負担金廃止を要望したのが一九五九年、半世紀も前からの地方の強い要望であるにもかかわらず、手つかずのまま今日に至つてしまいました。もともと、地方の事業費不足を補い、優先度を上げるための受益者負担が制度化されたと考えられますが、全国知事会の問題提起に見るごとく、今や多くの矛盾と弊害が露呈をしております。

この負担金は、例年十一月ごろ、政府予算のまとまる前におおよその事業費と負担額が内示をされ、四月になつて初めて具体的数字が示されるのが通例であります。その時点では、既に自治体から異論を唱えられる余地はなく、黙つて負担するしかありません。道路や河川などの直轄事業の具体的内容、すなわち、事業費の算定根拠となる全体計画、年次計画、設計、構造、事業費の積算などが自治体に事前説明されることはほとんどない。まさに、知らしめず、よらしむべし、予算編成の自主性は大きく制約をされる、国の出先機関への依存度が高まるなど、地域主権実現の大きな障害となつてきました。

さらに、今回、法案の対象となつてゐる維持管

理負担金ですが、その内訳も明らかにされず、関係出先機関の庁舎建設費や人件費負担にまで及んでいる懸念もあり、自治体から、ぼつたくりパーのツケ回しとやゆされても仕方のないような多くの問題を含んでおります。

大臣、こうした維持管理負担金制度の問題点をどのように認識したらいのか、ぜひお考えをお聞かせください。

これまで直轄事業の地方負担は地元受益が理由になつてきましたが、インフラ整備の受益の程度は地域ごとに千差万別です。それが受益と負担との関係、事業実施の責任と負担との関係を不明確にしております。この点を再点検し、わかりやすく合理的な分担関係を確立することが求められます。

今回の直轄事業の負担金廃止、あわせて進められる補助事業の補助金廃止と総合交付金化により、公共事業は国の事業と地方自治体の事業の二つに明確に分けられることになるわけですが、その線引きについては、現段階では明快な基準が示されております。

私見では、地域でできることは地域での原則に沿ひ、国の業務を大幅に縮小し、高速道路や新幹線、数県にまたがる大河川など、地域ごとに受益の程度が異なるもの、しかも国家的インフラとして必要なものに限定することです。これらを、地方負担を求めることなく実施、維持管理をする。出先機関も改革を進めなければなりません。

その他の公共事業については、国民の暮らしに最も近く、地域の事情に即した事業実施を責任を持つて担える地方自治体の事業とすべきではありませんか。

前原大臣、今回の法案の限りでは直轄事業自体

の枠組みはこれまでのままでありますが、平成二十五年まで、どのような手順でこの公共事業の全体枠組みを再構築していくのか、その基本的な考え方を示してください。

ところで、直轄事業負担金が半世紀以上続いているには、国が地域主権改革に積極的でなかった、そのほかに、地方にもそれなりの事情があつたためと考えられます。例えば道路の負担、負担金は、整備、建設費については三分の一、維持管理費は四五％の負担に対し、補助事業では建設費はほぼ二分の一、維持管理費はみずからの負担です。乏しい台所事情の中、直轄事業の方が少ないから勢いそちらに走らざるを得ない、陳情合戦となつてゐる地方自治体の事情があつたと考えられます。

そこで、前原大臣、今回こそ維持管理負担金に限られますが、直轄事業負担金制度を全廃した場合、補助事業の補助金を全額交付金化したとしても、そのままでは、結果として地方が整備できる道路延長は短くなる計算になります。これを補つてこそ公共事業の分権が言えるわけですが、この点について別の方策が講じられるのか、教えてください。

以上、今後進む一連の公共事業改革の中で国と地方自治体の役割分担が明確化されることになりませんが、自治体の規模や整備の進捗度合いはまちまちであり、個々の事情に応じた国のバックアップが必要になると考えられます。大災害への対処等が典型的なケースであります。国の有する人、金、物、ノウハウ、そして人材などの資源を地方機関として各地に常備しておくことは、この高速交通化、情報化の時代においては甚だ非効率的であります。有事の際に機動的にこれら必要な

資源を必要な場所に適切に投入できるような、効率のよい国の補完システムを整える必要があると考えます。

枝野国務大臣、国の出先機関を廃止するとともに、このように臨機応変に地方自治体をバックアップする新たな仕組み、システムをどのように整えるのか、お考えをお聞かせください。

地域主権は鳩山政権にとって改革の一丁目一番地、今回の法案は地域主権実現への大事なスタートであります。直轄事業負担金制度の全廃、地方からの半世紀以上の要望でもあるこの重要課題を、今後、具体的な工程表に基づき、四年間の間に肅々と実現していかなければなりません。

今回の改革のイメージが具体化する中で、地方自治体が抱えている制度上の不安も残されており

ます。そこで、原口大臣にお聞きいたします。自治体への地方交付税の取り扱いですが、負担金廃止に伴い、地方自治体への交付税が減額にならないための方策のいかんについてお答えください。

大臣、最後に地域主権戦略大綱についてお聞きいたします。

大綱には、直轄事業負担金の廃止だけではなく、今後の公共事業のあり方に関して、補助事業の廃止や国の出先機関の廃止等、関連政策が盛り込まれる方針とお聞きしておりますが、その概要とプログラム、及びこれらの政策課題の実現に向けて、そのあらましと決意のほどをお聞かせくださるようお願いいたします。

最後に、私たち民主党は地域主権を限りなく前に進めていく決意である、このことを申し上げ、質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣前原誠司君登壇)

○国務大臣(前原誠司君) 若井議員にお答えいたします。

まず、公共事業の今後のあり方についてお尋ねがありました。

人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況という我が国の現状を踏まえれば、公共事業については、国民にとって本当に必要なものかどうかを厳しく見きわめる必要があります。

その上で、我が国の国際競争力を強化する上で必要な空港、港湾、道路や、国民の安全を守るために必要な防災インフラの整備、高度経済成長時代に整備されたインフラの老朽化に対応した修繕、更新など、真に必要なインフラ整備を戦略的かつ重点的に推進してまいります。

このような取り組みを推進するに当たりましては、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した社会資本整備を行っていく仕組み、新たな時代に合ったPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップの手法を積極的に取り入れていきたいと考えております。

直轄事業の維持管理負担金制度の問題点についてお尋ねがございました。

国の直轄事業に係る地方公共団体の負担金は、事業から生じる受益が直接的にその事業が実施される地方公共団体の地域に及ぶことなどから、事業費について、管理者である国に加えて、受益者たる地方公共団体にも一定の負担としてこれまでお願いしてきたところでございます。

一方で、議員も御指摘のとおり、直轄事業負担金については、全国知事会等から、負担金の内訳内容について詳細な情報開示と負担金の対象となる範囲についての見直しなど、制度の改善が強く

求められてきたものと承知しております。

これまでも、国土交通省としては、直轄事業負担金の改善に取り組んできたところではございますが、今般の地域主権の確立に向け、地方が自由に使えるお金をふやすことをより重視する観点から、直轄事業負担金制度の廃止が打ち出され、これへの第一歩として、平成二十二年度から維持管理に係る負担金制度を廃止することとしたところでございまして、引き続き改善に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、公共事業における国と地方の枠組みの再構築についてお尋ねがありました。

今回の法案は、道路や河川等の維持管理費に係る直轄事業負担金制度を平成二十二年度から廃止するものであり、地方主権の確立に向けた直轄事業負担金制度廃止への第一歩と認識をしております。

地域主権改革については、今後、国と地方の事務、権限の見直し、出先機関の改革等を含め、政府全体で検討されることになると考えられておりますが、我が省としても適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、直轄事業負担金制度を全廃した場合における地方の公共事業量確保についてのお尋ねがございました。

直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担のあり方や今後の社会資本整備のあり方など、地域主権の実現に関するさまざまな課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取り扱いを含めて検討を行い、マニフェストに沿って、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後のある方について結論を得ることが必要であると考えておりますが、この際には、

社会資本整備のおくれている地方への配慮といった課題についても検討していく必要があると考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇)

○国務大臣(原口一博君) 若井議員から、三点御質問がございました。

まず、これまでの公共事業のあり方についてのお尋ねでございます。

都市づくりの専門家、地域づくりの専門家若井議員がおっしゃるとおり、これまでの公共事業については、補助事業や地方単独事業を中心に公共事業全体が大きく減少する中であって、直轄事業負担金は横ばい推移してきており、このことが地方財政を圧迫する要因の一つであったと考えております。

公共事業の中央集権化、おっしゃるとおりです。依存と分配の政治から自立と創造の政治へ。今後は、地域のことは地域で決めるという地域主権の考え方に基づき、公共事業についても、直轄事業の範囲を基礎的または広域的事業に限定していくとともに、地方が自由に使える、そういう財源をふやしていく、充実させていく必要がある、そう考えております。

次に、直轄事業負担金の廃止に伴う交付税の減額についてお尋ねがございました。

マニフェストでは、直轄事業負担金制度を廃止し、地方の負担をなくすが、それに伴う地方交付税の減額は行わないとされております。

直轄事業の維持管理費等に係る地方負担金を廃止すれば、その分、交付税が減少しかねませんが、平成二十二年度の地方財政計画においては、マニフェストどおり、廃止される直轄事業負担金

と同等の額を地方単独事業に計上することとしておりまして、交付税額が減とならないようにしたところでございます。

つまり、これは何を意味しているかというところ、投資単独をのせておりまして、地方にとつては、それだけ自由に使える財源がふえたということになります。

次に、最後ですが、地域主権戦略大綱の概要と改革の実現に向けた決意についてお尋ねがございました。

地域主権の確立は、鳩山内閣の一丁目一番地です。

鳩山総理の強いリーダーシップのもと昨年十二月十四日に開催した、総理を議長とする地域主権戦略会議の初会合において、改革の工程表である原口プランを提示し、本年三月三日には第二回の会合を開催しました。昨年十二月十五日に閣議決定された地方分権改革推進計画を踏まえ、地域主権改革関連二法案を三月五日に閣議決定し、今国会に提出する予定です。

夏に向けて地域主権戦略会議をさらにを行い、改革のエンジンとして、工程表に従って、本年夏をめどに地域主権戦略大綱の策定を目指してまいります。

若井議員に教えていただいたあの棚田、あの美しさ、まさに日本の原風景だというふうに考えております。

大綱の中には、さらなる義務づけ、枠づけの見直し、基礎自治体への権限移譲、ひもつき補助金の一括交付金化、出先機関の抜本的な改革などを盛り込む予定でございます。

地域への愛なくして国家への愛はありません。地域をつくらずして国家をつくることはできません。

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案の趣旨説明に対する金子恭之君の質疑

ん。私たちは、国の形を大きく地域主権に変えて国民の負託にこたえていきたい、そう考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣枝野幸男君登壇)

○国務大臣(枝野幸男君) 若井議員にお答えをさせていただきます。

御指摘をいただきましたとおり、私たちは、今、国の出先機関の抜的な見直しを考えております。

これは、行政刷新という観点から見しても、国、中央にあります機関よりもむしろ出先機関における非効率、無駄等を多くの国民の皆さんから御指摘を受けているところでございます。また同時に、地方出先機関の存在が地域主権の確立という観点からも障害になっているという声もござい

ます。こうした観点から、原口地域主権担当大臣と連携をいたしまして、国の出先機関を早期にゼロベースで見直す、原則廃止の方で見直すということに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

その上で、御指摘をいただきましたとおり、自治体の規模やさまざまな整備の進捗状況、千差万別でございます。これを放置しておきますと、地域間の格差が不合理に拡大をするおそれもあります。

ただ、基本的には、その違いについては、現状でいいますと、地方交付税に相当するような形で財政調整という形を通じて、それぞれの地域の自主的な判断に基づいてその違いというものを埋めていっていただく、これが基本、ベースであるというふうに思っております。

ただ、もちろんそれだけではできない部分があります。それを国の側から押しつけるような形で、あるいは国の側からこうするんですよというような形でやっていくことは、地域主権という観点からはあべこべではないかというふうに思っております。本来的には、市町村なり都道府県の皆さんが、こうしたことはそれぞれの単独の地方公共団体で抱えていたのでは効率が悪い、むしろまとまった形でバックアップをするというようなことが方が効率がいいというように、これをむしろお申し出いただいて、それに応じて国の方でそうした対応を進めていくということが本来の姿であろうというふうに思っております。

もちろん、一気にそこには参りませんので、これは地域主権戦略会議、あるいはこれからさらに整備をされて進んでいきます国と地方との意見交換の場などを通じて、実質的に地方の声を踏まえて、国として最低限やらなければならぬバックアップの分野とそのシステムについて整理をして進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 金子恭之君。

(金子恭之君登壇)

○金子恭之君 自由民主党の金子恭之です。

自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま趣旨の説明がございました国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案について御質問いたします。(拍手)

鳩山政権は、「コンクリートから人へ」などという人心を惑わすスローガンのもと、平成二十二年

度予算を「いのちを守る予算」と位置づけながら、国民の安全と安心を守る社会資本を整備する手段である公共事業関係費について、過去に例のない大幅な削減を断行しようとしております。これでは、平成二十二年度予算は、命を守るための予算ではなく、命をないがしろにする予算になっているのではないのでしょうか。

日本を襲った今回のチリ地震による津波の例を出すまでもなく、いつどこまでくるかわからない災害に備え、必要な対策を行い、とうとう国民の生命や財産を守るのには、国の基本的な責務であります。

また、一部五県の住民の安全と安心を守るハツ場ダムの中止や大幅な公共事業費の削減は、現下の厳しい経済情勢のもと、雇用や地方経済への影響が懸念されるほか、国民の安全、安心の確保のため災害時に応急復旧活動等も担っている地方の建設業者に多大な影響を与えるものであります。地方の切り捨てに等しく、結果的には人の安全、安心をないがしろにしているのではないかと、多くの方々が懸念しております。

その中で、何も言えない雰囲気のある民主党の中で、さきの参議院予算委員会の審議において民主党の櫻井充参議院政策審議会議長が公共事業費削減について激しい口調で前原大臣に迫っていたことをどうとらえられているのか。私は、非常なことを射た発言であると思います。このような懸念に對しどのように対応されるのか、まず最初に前原大臣にお尋ねいたします。

さらに、鳩山内閣の緩み切った政治姿勢が今まさに問われております。箇所づけ情報漏えい問題と三大臣遅刻問題であります。

は、国会審議を無視した、財政法違反の疑いが強い大変重大な問題であります。選挙目当ての、地方自治体への利益誘導とも言えるものでござい

ます。さらに、先日、予算を審議する大事な参議院予算委員会に原口大臣、前原大臣、仙谷大臣の三大臣が遅刻するという前代未聞の信じがたい失態を演じたことは、まさに、著しい緊張感の欠如、国会軽視であります。このような内閣で、危機管理上の問題が発生したときしつかり対応できるのか、国民の皆さんも不安に感じているのではないのでしょうか。

前原大臣は、本日趣旨説明のあった担当大臣であり、原口大臣は、関連の深い大臣であります。両大臣は、政治姿勢について明確に御答弁ください。

さて、一級河川や直轄の国道などの建設や管理を行う際に、都道府県等がその費用の一部を負担するという直轄事業負担金については、例えば、地方が実施する公共事業に対して国庫補助負担金を交付する場合に地方に対して膨大な事務手続が求められる。これに比べ、直轄事業負担金は、国が実施する直轄事業について地方が請求された費用を支払うのみであり、地方にとっては、なぜこのようなもので負担をしなければならないのかというような問題点や疑問点が指摘され、地方からは、早急にその見直しをすべきとの強い主張があったところであります。

特に、維持管理費に係る地方負担金については、平成二十二年度から廃止すべきとの強い要望がございました。我が自民党としても、さきの衆議院総選挙の政権公約において、「直轄事業の維持管理費負担金は平成二十二年度から廃止すると

ともに、直轄事業を基礎的・広域的な事業に限定し、直轄事業負担金制度を抜本的に見直す。また、地方分権をさらに進めるため、国と地方の協調に向けた徹底的な議論が行えるよう、国と地方の代表者が協議する機関の設置を法制化する。」ことを挙げたところであります。

国と地方が対等の立場で協議をし、地方の意見が反映されるよう、国と地方の協議機関を早急に設置すべきと考えますが、国と地方の協議の現状はどうなっているのか、また、協議機関の設置に向けて現在どのような取り組みをされているのか、また、今後の方針について、前原大臣、原口大臣にお聞きいたします。

これまで、直轄事業負担金の対象範囲について、職員の退職手当や庁舎等に係る建設費など、直轄事業との関係が不明確な経費が盛り込まれていたことが問題となりました。関係省の大臣政務官から成る直轄事業負担金制度に関するワーキングチームが決定した「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表(素案)」において、「平成二十一年度分の直轄事業負担金について、当初予定額通知の内容を見直すこととし、都道府県等に対し詳細な内訳書を提示する。」としてるところであります。

直轄事業負担金の対象範囲についてどう考えておられるのか、また二十一年度分について、地方に対しどのような内訳書を提示しているのか、前原大臣にお聞きいたします。

箇所づけ決定の考え方についてお聞きいたします。一月に民主党に流した箇所づけ情報では、民主党県連や知事からの要望があったものについて、事業費が概算要求のものより増額されているもの

があるとされており、仮にこれが本当なら、参議院選挙に向けた、地方公共団体への利益誘導と言わざるを得ません。また、地方にとって不安と混乱を招くこととなります。箇所づけに当たつての明確な基準を示し、透明性を高めることが重要であります。

二十二年度予算で箇所づけの増額に民主党県連等からの要望に対し配慮されているのかどうか、確認いたします。

また、箇所づけの決定方法を透明性の高いものにしていくためにどのように取り組んでいくのか、お聞きいたします。

もし、県連等の要望に配慮したのであれば、公共事業の予算配分における客観性、透明性を高めるという前原大臣のお考えと整合性がとれているのか、御認識を伺いたいと思います。

民主党は、「道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約一兆円の負担をなくす。」とマニフェストで公約しておりますが、今回の法律により地方の負担はどのくらい減るのか、前原大臣にお尋ねします。

その場合、事業費が減るのではないのでしょうか。地方の要望の強い事業に対して円滑な事業推進を図ることができなくなるのではありませんか。前原、原口両大臣、この場で明確にお答えをお願いいたします。

また、直轄事業負担金制度等に関するワーキングチームが決定した直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表では、平成二十五年度までに「国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行

い、マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。」こととしていられるとされていますが、いつまでに何を検討し、どのような結論を出していくのか、そのスケジュールと見通しについて、前原大臣より具体的に明確にお答えをお願いいたします。

最初に述べたように、平成二十二年度予算において公共事業関係費を大幅に削減したことにより、地方経済は多大な影響を受けることが懸念されます。

内閣府が二月に公表した月例経済報告では、我が国の経済状況は、「景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」とされており、公共事業関係費の大幅削減の影響が出てくると、今後、地方の経済や雇用情勢は一段と厳しい状況に置かれることが懸念されます。

こうした中、地方からは直轄事業量の確保に対する期待感は大いだが、維持管理費の地方負担を廃止することによって国の直轄事業量にどのような影響を与えたとお考えか、また、どのような対策を講じられるのか、前原大臣にお尋ねいたします。

また、せっかく直轄事業負担金を廃止し地方の負担が軽減されても、負担金の廃止に伴い、地方交付税の額が減ることが心配されるところであります。民主党のマニフェストでも、負担金制度の廃止について、「それに伴う地方交付税の減額は行わない。」とありますが、本当に地方にとって負担がふえることがないかと約束できるのでしょうか。

地方の財政が逼迫している中で、負担金の廃止に当たっては、地方に負担とならないよう財政支

援していくことが必要と思いますが、具体的にどのように対策を講じられるのか、原口大臣にお答え願います。

また、経過措置として、平成二十二年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収するとしているが、一たん負担金をすべてなくす概要要求をしたにもかかわらず、どのような理由で負担を徴収することにしたのか、あわせて前原大臣にお尋ねいたします。

さらに、平成二十三年以降は、維持管理のうちの特定の事業に要する費用についても、都道府県等からの負担徴収をやめ、維持管理について全額国が負担することとしておりますが、直轄事業量に対してさらなる影響があるのではないかと懸念されます。これに加えて、平成二十三年以降も公共事業関係費の削減を継続し、命をないがしろにする予算を続けるつもりでしょうか。国家の財政を預かる菅大臣及び公共事業を所管する前原大臣にお伺いいたします。

国と都道府県等との間における直轄事業負担金の議論と同様、都道府県等と市町村の間においても、都道府県等の事業に市町村の負担を求めているものがあると聞いております。こうした市町村に課せられた負担の実態をどのように把握しているのか、また、国と都道府県等との間の直轄事業負担金の廃止の議論との関連で、この問題をどのように対処していくつもりか、地方財政を預かる原口大臣にお伺いいたします。

これに関連して、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃することとしております。その理由をお答え願います。

都道府県は、直轄事業負担金も減る一方、補助金の事務費が減るので、よしあしは別にしても、ある意味では財政的に均衡を図られているものと思われませんが、確認する意味で、直轄事業負担金の業務取扱費及び補助金の事務費のそれぞれの額についてお示し願います。

また、市町村は補助金の事務費が減らされるのみです。これは、声の大きい知事のことばかり気にして、国民に最も身近な自治体である市町村をないがしろにしたものではないかと思えます。これらに対する原口大臣の見解をあわせて求めます。

これまでの直轄事業負担金に係る一連の議論を見てみると、国と地方との間において、社会資本整備のための費用を国と地方のどちらが負担するかといった単なる財政的な議論に終始しています。本来であれば、我が国が直面している現下の厳しい経済情勢への対応といった観点や、アジア各国の成長が著しい中、我が国産業の国際競争力の確保といった観点なども踏まえ、我が国の国土や地域をどのように活性化していくのか、その上で、国と地方がどのような協力関係を築いていくのかといった観点で負担のあり方を考えていくべきではないでしょうか。こうした点についてどのように考えるのか、菅大臣、原口大臣及び前原大臣のそれぞれに所感をお伺いいたします。

最後に、鳩山政権は、「コンクリートから人へ」となどという人心を惑わすスローガンのもと、今後ともさらに公共事業関係費を削減していくと思われるが、これに加え、直轄事業負担金制度を廃止するのは、社会資本整備が立ちおくれしている地方に大打撃を与えるものであると想像できます。これについてどのような対策をお考えか、前原大臣

にお尋ねをし、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣前原誠司君登壇)

○国務大臣(前原誠司君) 金子恭之議員から、十四問質問をいただきました。少々お時間をいただきます。

公共事業費の今後のあり方について、まずお尋ねがありました。

人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況という我が国の現状を踏まえれば、公共事業については、国民にとって本当に必要なものかどうか見きわめていくことが必要であります。

その上で、国民の安全、安心を守るために必要な防災インフラの整備、高度経済成長時代に整備されたインフラの老朽化に対応した修繕、更新や、我が国の国際競争力を強化する上で必要な空港、港湾、道路など、真に必要なインフラ整備を、民間の資金、経営能力、技術的能力も活用しつつ、戦略的かつ重点的に推進してまいりたいと考えております。

地方への影響については、来年度予算においては、公共事業を通じた地方への資金供給は確かに減っておりますが、一方で、地方交付税の増額、子ども手当の創設や高校の実質無償化、さらには医療、介護向けの予算、農業の戸別所得等々、「いのちを守る予算」がふえております。したがって、公共事業関係費の削減のみをもって地方を切り捨てているとの指摘は、必ずしも当たらないと考えております。

今後、「いのちを守る予算」が民間消費の拡大を通じて地域経済を下支えするよう、経済構造の転換を鳩山政権で進めてまいります。

は、公共事業の箇所づけの公平性、透明性を確保すべく、自公政権では近畿地区の実験にとどまっていた事業計画の公表を昨年十一月に全国で行い、予算成立後に今まで示してきた個別の事業評価も、予算審議に資するため、二月一日にお示しをしたところでございます。

なお、仮配分の資料が民主党を通じて自治体に流れたことは極めて遺憾であり、来年以降の教訓として、さらに公平性、透明性を高めるべく努力をしてまいります。

また、参議院予算委員会での遅刻につきましては、改めておわびを申し上げますとともに、以後気をつけ、職務に万全を期してまいります。

次に、国と地方の協議についてお尋ねがあります。

今回の法案は、直轄事業負担金制度の改善を強く求める地方の意見等を踏まえ、道路や河川等の維持管理費に係る直轄事業負担金制度を平成二十二年から廃止するものでございます。今後のさらなる見直しに当たりまして、関係省の大臣政務官から成る直轄事業負担金制度に関するワーキングチームにおいて、必要に応じ地域の意見を聞きながら検討を進めてまいります。

また、国と地方の協議に関しては、先日、国と地方の協議の場に関する法律案が閣議決定されたわけでありましたが、協議の対象には、社会資本整備に関する政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの等が含まれているところであります。

今後、この法律案について国会で審議がなされるものと思料しておりますけれども、国土交通省としても、その議論等を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、直轄事業負担金の対象範囲の考え方と、地方に対する二十一年度分の請求についてのお尋ねがございました。

直轄事業負担金は、直轄事業の実施に要する経費を対象に地方公共団体に負担いただくのが基本であります。業務取扱費のうち、退職手当、営繕宿舎費については、直轄事業の実施との関係が相対的にわかりにくいことから、平成二十一年度分の請求をしないものとしたしました。

現在、各地方整備局等を通じて、二十一年度の直轄事業負担金の内訳内容を従来よりも詳細化した内訳書を都道府県等に提示し、御説明を行っているところでございます。

次に、箇所づけの決定方法及び増額についてお尋ねがありました。

個別箇所ごとの事業費については、地元地方公共団体の御意見、要望、用地確保や地元調整の状況等を総合的に勘案しながら作業を行っておりますのでございます。

さきに地方公共団体にお示した二十二年年度予算の仮配分において、概算要求段階から増額となりましたのは、概算要求段階で維持管理に係る直轄事業負担金は全廃する前提でありましたが、予算編成段階で、維持管理のうち特定の事業分について二十二年年度に限って地方公共団体に御負担いただく結果となり、改築等に充てられる予算が増額になったものでございます。

いずれにしても、予算編成、執行のプロセスの透明化を図ることは重要なことだと考えておりますので、今般、事業の透明性の向上を図るため新たな取り組みを始めたところではあります。引き続き、事後的な検証も行いつつ、必要な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、今回の法律の施行に伴う地方の負担の軽減についての御尋ねがございました。

今般、地域主権の確立に向け、直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成二十二年年度から維持管理に係る負担金制度を廃止することといたしました。

平成二十二年年度予算において、従前の負担金制度が存続していると仮定した場合の維持管理に係る直轄事業負担金は、業務取扱分を除き、おおむね八百億円程度と見込んでおりまして、また、平成二十三年年度に廃止されることとなる特定事業分が約六百億円と見込まれておりまして、これらを合計した約一千四百億円が、維持管理に係る負担金の廃止に伴う地方負担の軽減額と想定されているところでございます。

次に、直轄事業負担金制度の廃止に伴う事業量の減少についてお尋ねがございました。

直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担のあり方や今後の社会資本整備のあり方など、地域主権の実現に関するさまざまな課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取り扱いを含めて検討を行い、マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後のある方について結論を得ることが必要であると考えておりますが、この際には、社会資本整備のおくれている地方への配慮や、社会資本整備の円滑、着実な推進方策といった課題についても検討していく必要があると考えております。

次に、直轄事業負担金制度の廃止に向けたスケジュールについてのお尋ねがございました。

直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担のあり方や今後の社会資本整備のあり方など、地

域主権の実現に関するさまざまな課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取り扱いを含めて検討を行い、マニフェストに沿って、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後のある方について、平成二十五年まで結論を得ることとしております。

このため、関係省の大臣政務官から成る直轄事業負担金制度等に関するワーキングチームにおいて、必要に応じ地方の意見も伺いながら、検討を進めていくことになると考えております。

次に、維持管理費の地方負担を廃止した場合における国の直轄事業量への影響、そして、維持管理のうち特定の事業に要する費用について負担金を徴収することとした理由についてのお尋ねがございました。

維持管理費の地方負担を廃止することにより、国の直轄事業の事業量は減少することになります。平成二十二年年度の公共事業予算が大幅な削減になることを踏まえ、直轄事業の事業量の確保を求める地方の声に配慮し、経過措置として、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、平成二十二年年度に限り負担金を徴収することとしたところでございます。

次に、平成二十三年年度以降の公共事業関係費についてお尋ねがございました。

平成二十三年年度以降の予算につきましては、今後検討していくこととなりますが、我が国の国際競争力の強化、国民の安全、安心の確保、豊かな暮らし・環境の実現、高度経済成長時代に整備されたインフラの老朽化に対応した修繕、更新など、真に必要なインフラ整備を戦略的かつ重点的に推進するための公共事業予算については、適切に確保することが必要と考えております。

次に、直轄事業負担金の業務取扱費と公共事業に係る補助金の事務費の廃止についてのお尋ねがありました。

これは、事務の合理化等を図るために行うこととしたものであり、直轄事業負担金の業務取扱費については、全国的に構築された国の実施体制に要する経費を都道府県等ごと案分する計算方法が複雑であり、都道府県等にとつてわかりにくい上、内容の精査、確認に多大な労力が必要となるほか、国においても多大な事務負担を要し、効率的ではないこと、また、公共事業に係る補助金の事務費については、会計検査院が検査を行ったすべての地方公共団体で不適正経理が二年続けて発覚しており、制度自体のあり方を見直すことが必要になつていたことなどを考慮したものでございます。

なお、直轄事業の業務取扱費に対する地方負担、国庫補助事業の事務費に対する国の負担がそれぞれ平成二十二年年度もあるとした場合の金額は、ともに、おおむね七百億から八百億円程度と見込んでおります。

次に、直轄事業の負担費用に関する今後のあり方についてお尋ねがございました。

今後、我が国の国際競争力を強化する上で必要な空港、港湾、道路や、国民の安全を守るために必要な防災インフラの整備など、真に必要なインフラ整備を着実に進めることが重要であり、その際、国と地方が適切に役割分担を行うことが必要と考えております。

直轄事業負担金の問題についても、こうした国と地方の役割分担のあり方や今後の社会資本整備のあり方等を十分に踏まえて検討を行い、結論を得てまいりたいと考えております。

最後に、直轄事業負担金制度の廃止と地方への影響についてお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたが、直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担のあり方や今後の社会資本整備のあり方など、地域主権の実現に関するさまざまな課題と密接に関連するため、これらの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取り扱いを含めて検討を行い、マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の方について結論を得ることが必要であると考えておりますが、この際には、社会資本整備のおくれている地方への配慮といった課題についても、議員御指摘のとおり、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇)

○国務大臣(原口一博君) 金子議員から、六点小尋ねがございました。

まず、危機管理、そして政治姿勢についての御指摘がございました。

参議院の予算委員会の遅刻については、改めておわびを申し上げます。その上で、このようなヒューマンエラーが起きた原因究明を官房に命じ、そして、二度とこのようなことが起こらないように、三重の対策を講じたところでございます。

総務大臣として消防庁も所管しており、危機管理には万全を尽くす必要がございます。

先般のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波に際しても、地震発生当日の二月二十七日から、消防庁に対し、今回の津波対応に万全を期すよう指示するとともに、津波当日の二十八日には、消防防災・危機管理センターに設置した災害

対策本部にて、随時指示を行うとともに、北海道、青森、岩手、宮城の四道県知事とは直接連絡をとり、状況を確認いたしましたところでございます。

今後とも、国民の安全確保のため、危機管理に万全を期してまいります。

次に、国と地方の協議機関の設置に向けた現状と取り組みについてお尋ねがございました。

先ほど答弁させていただきましたが、国と地方の協議の場の法制化に先立って、実質的な協議の場として、昨年十一月十六日に国と地方の協議を開催しました。その際、地方側からの提案を受けて、国、地方双方の代表から成る実務検討チームを設け、三回にわたって検討を進めてきたところです。

その結果、去る二月十八日には、協議の場の構成や協議対象など制度全体の骨子について、地方側と合意に達したところでございます。

その骨子に基づく法案を今国会に提出すべく、国と地方の協議の場に関する法律案を取りまとめ、三月五日に閣議決定したところでございまして、

直轄事業負担金の廃止に伴う交付税の減額についてお尋ねがございました。

マニフェストでは、直轄事業負担金制度を廃止し、地方の負担をなくすが、それに伴う地方交付税の減額は行わないとしております。このことと、これを踏まえ、廃止される直轄事業負担金と同等の額を地方単独事業に計上することにより、交付税額が減らないようにしたところでございます。

次に、都道府県等の市町村負担金についてお尋ねがございました。

都道府県等の市町村負担金については、地方六団体において昨年六月に実態調査が行われました。これを受けて全国知事会は、「市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の趣旨を踏まえ同様に見直す」との申し合わせを行ったところでございます。自主的な見直しが進められておるわけでございますが、一般の国における維持管理費負担金の廃止を踏まえ、必要に応じ、見直しを促してまいりたいと考えています。

次に、直轄事業負担金の業務取扱費及び公共事業の補助金の事務費の全廃についてのお尋ねがございました。

直轄事業負担金の業務取扱費が廃止されることとあわせて、事務の簡素化の観点から、補助金の事務費も廃止することとしました。廃止される直轄事業負担金の業務取扱費、補助金の事務費は、地方財政計画ベースで、それぞれ、八百四億円、そして八百四十二億円でございます。

市町村における補助金の事務費の減に対しては、補助事業の事務費を地方債の対象とし、市町村の財政運営に支障が生じることのないように対応いたします。

最後に、社会資本整備の費用負担のあり方についてお尋ねがありました。

社会資本整備は、地域の活性化、国民生活の安心、安全、国際競争力の強化などの観点から取り組んでいく必要がございます。

地域主権の観点からは、国が行う社会資本の整備は、全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的な事業に限定し、身近な社会資本整備は、地方が地域のニーズに応じて取り組んでいくことが重要であると考えております。

今回の交付税の配分基準も、より市町村そして

財政力の弱いところに配慮いたしました。声の大きな知事のことばかり気にして市町村をないがしろにしているという御指摘は、当たりません。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇)

○国務大臣(菅直人君) 金子恭之議員にお答えを申し上げます。

私には、二十三年以降の公共事業関係費を削減するつもりか、それを継続するつもりかという問いが一つであります。

我が国の財政は極めて厳しい状況にありまして、二十三年以降の予算編成に当たっても、行政刷新会議等と連携しつつ、歳入歳入両面にわたって徹底した予算の見直しを行う必要があると考えております。

公共事業関係費についても、国民生活の安全、安心の確保に必要な分野への重点化を進めつつ、事業の効率性、必要性を踏まえた厳しい優先順位づけを行っていくことになっておると思っております。

既に国交大臣からも選択と集中という言葉がありましたけれども、そうした考え方で予算編成になろうと思っております。

なお、その中では、例えば熊本などでも林業の再生ということがいろいろと言われておりますが、林業再生のための路網整備など環境にとっても大切な政策は、ぜひ、補正予算に盛り込んだものなども含めて、取り込んでいければと思っております。

もう一点は、直轄事業負担金に係る費用に関する負担のあり方についてということでありまして、この件については、既に前原国交大臣、さらには原口総務大臣から十分に答弁があったと思いますが、直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割

分担のあり方や今後の社会資本整備のあり方など、地域主権の実現に関するさまざまな課題と密接に関連いたしております。そのために、これらの課題との整合性を確保しつつ、関連する諸制度の取り扱いを含めて検討を進める必要がある、このように考えております。

以上です。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席国務大臣

財務大臣 菅 直人君
総務大臣 原口 一博君
国務大臣 前原 誠司君
国土交通大臣 枝野 幸男君
出席副大臣 馬淵 澄夫君
国土交通副大臣

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくネパール国際平和協力業務の実施の状況の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

寺田 学君

補欠

村越 祐民君

村越 祐民君

財務金融委員

辞任

田中 和徳君

補欠

与謝野 馨君

与謝野 馨君

国土交通委員

辞任

石井 章君

補欠

磯谷香代子君

早川久美子君

磯谷香代子君

萩原 仁君

石井 章君

萩原 仁君

予算委員

辞任

平岡 秀夫君

補欠

熊田 篤嗣君

山内 康一君

浅尾慶一郎君

山内 康一君

熊田 篤嗣君

熊田 篤嗣君

議院運営委員

辞任

皆吉 稻生君

補欠

石津 政雄君

皆吉 稻生君

橋 慶一郎君

小里 泰弘君

皆吉 稻生君

石津 政雄君

小里 泰弘君

橋 慶一郎君

皆吉 稻生君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

阪口 直人君

補欠

玉置 公良君

武正 公一君

西村智奈美君

後藤 英友君

大泉ひろこ君

平岡 秀夫君

玉置 朝子君

西村智奈美君

大泉ひろこ君

後藤 英友君

武正 公一君

平岡 秀夫君

玉置 朝子君

玉置 公良君

阪口 直人君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

辞任

牧 義夫君

補欠

永江 孝子君

松本 龍君

山本 剛正君

牧 義夫君

永江 孝子君

山本 剛正君

松本 龍君

山本 剛正君

相原 史乃君

補欠

松岡 広隆君

山口 和之君

和嶋 未希君

橋 慶一郎君

あべ 俊子君

永岡 桂子君

高木 毅君

棚橋 泰文君

高木 毅君

柿澤 未途君

長勢 甚遠君

相原 史乃君

山口 和之君

江田 憲司君

長勢 甚遠君

高木 毅君

松岡 広隆君

和嶋 未希君

橋 慶一郎君

あべ 俊子君

永岡 桂子君

高木 毅君

棚橋 泰文君

高木 毅君

柿澤 未途君

長勢 甚遠君

相原 史乃君

山口 和之君

江田 憲司君

長勢 甚遠君

高木 毅君

松岡 広隆君

和嶋 未希君

橋 慶一郎君

あべ 俊子君

永岡 桂子君

高木 毅君

棚橋 泰文君

高木 毅君

柿澤 未途君

一、去る二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)
一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

国土交通委員

辞任

勝又恒一郎君

補欠

高橋 英行君

川島智太郎君

大山 昌宏君

山田 良司君

畑 浩治君

金森 正君

小淵 優子君

谷田川 元君

北村 茂男君

小淵 優子君

北村 茂男君

恵二君

塩川 鉄也君

川島智太郎君

大山 昌宏君

金森 正君

谷田川 元君

高橋 英行君

勝又恒一郎君

畑 浩治君

山田 良司君

北村 茂男君

恵二君

小淵 優子君

塩川 鉄也君

川島智太郎君

塩川 鉄也君

恵二君

川島智太郎君

小池百合子君

補欠

柴山 昌彦君

柴山 昌彦君

小池百合子君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

柴山 昌彦君

小池百合子君

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案 放送法等の一部を改正する法律案 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案 国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案 (議案受領) 一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号) 法務委員会 付託 (議案送付) 一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)	一、去る二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案 一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 平成二十二年一度一般会計予算 平成二十二年一度特別会計予算 平成二十二年一度政府関係機関予算 地方税法等の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案 平成二十二年一度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 所得税法等の一部を改正する法律案 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案 (調査要求承認) 一、環境委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、環境の基本施策に関する事項 二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項 三、循環型社会の形成に関する事項 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項 六、公害紛争の処理に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため	三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十二年三月五日 環境委員長 榊床 伸二 衆議院議長 横路 孝弘殿 (質問書提出) 一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 ハイルスク港指定問題に関する質問主意書(木村太郎君提出) 犯罪人名簿に関する質問主意書(木村太郎君提出) 検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出) 政権交代時における内閣官房機密費の支出に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出) 一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 腎疾患対策に関する質問主意書(木村太郎君提出) 日本時間二月二十七日午後八時に発生した巨大地震による津波が日本に及ぼす影響への政府の対応に関する質問主意書(江渡聡徳君提出) 平成二十二年四月以降に行われる行政刷新会議による事業仕分け作業と国会議員の特権等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出) 一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 自衛官自殺問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書(鈴木宗男君提出) 国会議員の歳費のあり方等に係る鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出) 贈与税に関する質問主意書(稲田朋美君提出) 政治団体の法的性格に関する質問主意書(稲田朋美君提出) 国民の「幸福度」調査に関する質問主意書(馳浩君提出) 公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問主意書(馳浩君提出) 菅大臣の経済演説に関する再質問主意書(馳浩君提出) 日本銀行の独立性に関する質問主意書(馳浩君提出) 公立高校授業料無償化に伴う私立高校就学支援金の問題点に関する質問主意書(木村太郎君提出) 原子力発電所で発生した廃棄物の処理についての鳩山内閣の対応に関する質問主意書(木村太郎君提出) 天下りの実態に関する再質問主意書(秋葉賢也君提出) 緑化版エコポイント制度の創設に関する質問主意書(秋葉賢也君提出) デジタル・ディバイド対策に関する質問主意書(吉野正芳君提出)
---	---	---	--

平成二十二年予算政府案に関する質問主意書
(山口俊一君提出)

内閣官房専門調査員として在籍する民主党事務局職員に関する質問主意書(赤澤亮正君提出)
、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十二年二月十六日の予算委員会における、原口総務大臣の有線ラジオ放送の運用の規正についての答弁に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

政治主導確立法案に関する質問主意書(山内康一君提出)

鳩山内閣の地域主権に関する質問主意書(山内康一君提出)

ふるさと納税に関する質問主意書(木村太郎君提出)

外務省参与が公の場で内閣総理大臣を批判したこととは是非に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察官による取調べの実態等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

内閣官房報償費に係る情報公開についての鳩山由紀夫内閣の方針に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

統合幕僚学校卒業式への前航空幕僚長出席拒否問題に関する質問主意書(馳浩君提出)

オウム真理教対策に関する再質問主意書(馳浩君提出)

公益法人仕分けの基準に関する質問主意書(馳浩君提出)

厚生労働省内の事業仕分けに関する質問主意書(馳浩君提出)

平成二十二年三月九日 衆議院会議録第十二号

議長 報告

平成二十二年における「スーパーサイエンスハイスクール支援事業」の展開に関する質問主意書(橋本 一郎君提出)

一括交付金に対する菅副総理の答弁等に関する質問主意書(山口俊一君提出)

子ども手当に関する質問主意書(小泉進次郎君提出)

我が国の風力発電に関する質問主意書(木村太郎君提出)

トヨタ自動車のリコール問題に対する鳩山由紀夫内閣の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁の各種マスメディアに対する対応のあり方に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

奨学金事業に関する再質問主意書(秋葉賢也君提出)

内閣官房専門調査員に関する質問主意書(石田真敏君提出)

赤松農林水産大臣のワシントン条約締約国会議出席に関する質問主意書(小野寺五典君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本 一郎君提出日本海における「寄り回り波」の原因究明と防災対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一君提出医療機関への立入検査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出国会議員の兼職に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出義務教育における図書購入費に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出特別永住者の扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出道州制の検討に関する質問に対する答弁書

平成二十二年二月十九日提出
質問 第一 四 八 号

果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保に関する質問主意書

近年、世界的な蜜蜂不足が各地域で深刻化し、また、オーストラリア産の増殖用女王蜂の輸入禁止などもあり、昨年春以降、我が国でも全国的な蜜蜂不足が続いた。りんごやメロン・イチゴなどをはじめとする果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保は重要であり、今年の生産に向

けても農家の不安を払拭する対策が極めて重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 蜜蜂不足の原因の一つとなったオーストラリア産の増殖用女王蜂の輸入禁止措置について、日本とオーストラリア間の技術協議で、輸出時の検査強化で合意したと聞いている。その詳細な内容はどうなっているのか。輸入再開の見通しとなったと考えていいのか。また、輸入再開はいつになるのか。

二 輸入再開になっても、すぐに供給体制が改善する状況にはなく、不足気味の状況がしばらく続くのではないのか。また、国はどう捉えているのか。

三 今年の果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保のため、予算案上どのように計上され、どのような対策を進めるのか。

四 青森県においては、県産蜜蜂の導入を図る努力がされているが、全国的には県ごとの県産蜜蜂の導入に向けての取り組みは、どのようになっているのか。

五 四で質問した内容を踏まえ、県ごとの県産蜜蜂の確保に対して、国からの支援はどのように考えているのか。

六 今年の四月から五月の需要期を前に、農家が早めに蜜蜂の注文の予約を取り付けるよう指導することが大切であり、また、せっかく増やした蜜蜂を廃棄しないで済むように農家が予約をキャンセルしない信頼関係が必要と考える。これらに関して、国の対応をどのように考えるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四八号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保に関する質問に対する答弁書

二について

御指摘の輸入禁止措置については、平成二十三年三月に動物検疫所の輸入検査においてオーストラリアから輸出されたみつばちにノゼマ病が確認されたことを踏まえ、同国政府が日本向けの輸出のための検査証明書の発行を自主的に見合わせたものである。

政府としては、オーストラリア政府との間で同国産みつばちの輸入再開に向けた技術協議を進めてきたが、平成二十一年十二月十一日に、同国政府との間で、みつばちの輸出検査について従来から行われていた臨床検査に加え顕微鏡検査を追加する等の見直しを含む家畜衛生条件の改正について合意し、同日から同国政府が検査証明書の発行を再開する体制が整えられたところである。

二について

政府としては、花粉交配用みつばちの安定的な確保は重要であると考えており、各都道府県からの報告により、その確保状況を二週間ごとに把握しているところであるが、本年二月十九日時点において、花粉交配用みつばちが不足し

ているとの報告は受けていない。
三から六までについて

各都道府県においては、花粉交配用みつばちの時期別の需要量の確実な把握、園芸農家と養ほう農家等の連携促進などによる花粉交配用みつばちの安定的な確保への取組が行われているところであり、政府としては、平成二十一年度第一次補正予算において、園芸農家と養ほう農家等の連携促進、女王ばちの増殖等への支援を行うとともに、平成二十二年予算において、産地収益力向上支援事業を計上し、みつばちの安定増殖に係る技術マニュアルの策定やみつばちの苗木の植栽等に対する支援を行うこととしているなど、各都道府県における取組が円滑に行われるよう努めているところである。

平成二十二年二月十九日提出
質問 第一四九号

日本海における「寄り回り波」の原因究明と防災対策に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

日本海における「寄り回り波」の原因究明と防災対策に関する質問主意書

平成二十二年二月二十四日に日本海で発生し、富山湾に押し寄せた「寄り回り波」は、死者二名を始め、海岸・港湾施設に大きな被害をもたらした。「寄り回り波」の発生・伝播や、海底の地形・海岸線の形状による増幅メカニズムの解明と、予報を含むハード・ソフト両面の防災対策が望まれ、政府においても精力的に取り組んでこられたところである。ついては、取り組みの現状について以下三項目にわたり質問する。

一 富山湾における「寄り回り波」の発生メカニズムについて概要をうかがう。
二 「寄り回り波」の予報の可能性についてうかがう。
三 富山湾において現在防災対策として実施している海岸事業及び港湾事業についてうかがう。
右質問する。

内閣衆質一七四第一四九号
平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出日本海における「寄り回り波」の原因究明と防災対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出日本海における「寄り回り波」の原因究明と防災対策に関する質問に対する答弁書

二について

御指摘の「寄り回り波」に関しては、日本海北部を中心とする海域において、発達した低気圧による北からの強い風により、南向きの風波及びうねりが発達し、これらが日本海を南下して富山湾に達した場合に、富山湾特有の起伏に富んだ海底地形の影響により、富山湾では局所的に高波が発生すること等が、これまでに明らかになっていると認識している。

二について

気象庁としては、御指摘の「寄り回り波」に関して予報を行うことができる可能性はあると考えており、これまでに得られた科学的な知見に基づき、予報手法の検証を進めているところで

ある。
三について

お尋ねの海岸事業としては、国が下新川海岸において、また、富山県が雨晴海岸、滑川漁港海岸等の八海岸において、高波対策等の事業を実施しているところである。
また、お尋ねの港湾事業としては、国が伏木富山港(伏木地区)において防波堤事業を実施しているところである。

平成二十二年二月十九日提出
質問 第一五〇号

医療機関への立入検査に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

医療機関への立入検査に関する質問主意書
厚生労働省は平成二十一年四月九日に、「平成二十一年度の医療法第二十五条第一項の規定に基づく立入検査の実施について」の通達(同日付医政発第〇四〇九〇九号)(以下、「平成二十一年度通達」とする。)を各自自治体に出された。これは本年度の医療法第二十五条第一項に基づく医療機関への立入検査の実施に当たっての留意事項を特に示したものである。地域住民の医療への信頼を確保し、医療事故を未然に防ぐ為にも立入検査は効果的に行わなければならないと考える。

これを踏まえて、次の事項について質問する。
一 平成二十一年度通達と平成二十年度の通達旨通達ではどのような点が変更されたのかお教えいただきたい。また、その変更された点が、本年度の実際の立入検査にどのように反映されたと認識しているのかお教えいただきたい。
二 そもそもこの立入検査は、医療法第二十五条

第一項の中で、「必要があると認めるとき」に行うとの規定になっているが、「必要があると認めるとき」とはどのような時を指すのか具体的に教えたいただきたい。また、医療機関による何らかの不正行為に関し、警察の捜査があった場合や、マスコミによる不正報道があった場合、厚生労働省として各地方公共団体に立入検査の実施を勧める事があるのかどうかも教えてください。

三 医療法上、各医療機関への立入検査の実施は都道府県知事等に委ねられているが、医師の免許に関する事項は厚生労働省、医師の職場である各医療機関に関する事項は都道府県の管轄となっている。これが、医療行政を一体的に推し進められない一因になっていると考えるが、政府としてはどう認識しているか。また今後、地域主権が確立した暁には、医療行政はすべて地方に任せるべき行政分野だと認識されているのかも併せてお聞かせいただきたい。

四 平成二十一年の立入検査の件数と、各医療機関の違反の件数を、保険診療と自由診療とに区別してお教えいただきたい。なお、平成二十一年のデータがない場合は、平成二十年のデータでも構わない。

五 平成二十一年の各医療機関の不正行為等に対する処分について、その件数と内容をお教えいただきたい。また、これまでに地方公共団体の行った立入検査で問題ないとされた医療機関について、後に警察やマスコミ等で不正行為等が確認された例はあるかどうかもお教えいただきたい。

内閣衆質一七四第一五〇号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出医療機関への立入検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出医療機関への立入検査に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの変更点については、例えば、医療機関への立入検査（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条第一項に基づくもの）をいう。以下同じ。）を実施する際の留意事項として、平成二十年度の立入検査の結果等を踏まえ、医療機関の開設者及び非営利性の確認、医療機関の職員の定期健康診断の受診状況の確認等を行うことを追加している。

また、都道府県等においては、当該変更点にも留意しつつ、立入検査が実施されているものと認識している。

二について

お尋ねの「必要があると認めるとき」とは、例えば、医療機関の業務が医療法又は同法に基づく処分に違反している疑いがあるとき、医療機関の運営が適正を欠く疑いがあると認めるときである。

また、厚生労働省として、都道府県等に対し、必要に応じて技術的な助言を行うことはあり得る。なお、医療機関への立入検査の権限は犯罪捜査のために認められているものではない。

三について

医療行政については、都道府県と国が連携して実施しており、一体性は確保されていると認識している。

また、最低水準としての構造設備の基準の策定等については、国が行うべきであると考え

四について

お尋ねの平成二十一年の立入検査の件数については、都道府県等に対して年度ごとの件数の報告を求めているため、把握していないが、平成二十年度の立入検査の件数であれば、その件数は二万五千六百四十四件である。また、同年度の違反件数については病院に係るもののみ把握しているが、その件数は一万四千五百六十六件である。

医療法上は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の違反について立入検査を行うこととはなっていないことから、お尋ねのように保険診療と自由診療とを区別しての件数は把握していない。

五について

平成二十一年の立入検査後の行政処分の件数は、厚生労働省が行った件数としては零件であるが、都道府県が行った件数については、都道府県等に対して年度ごとの件数の報告を求めているため、把握していない。なお、平成二十年度の立入検査後の行政処分の件数及び内容であれば、その件数は、医療法第二十四条に基づくものが四十八件、同法第二十八条に基づくものが一件である。

厚生労働省としては、都道府県等が行った個別の医療機関への立入検査の結果を承知しておらず、お尋ねの「地方公共団体の行った立入検査で問題ないとされた医療機関について、後に警察やマスコミ等で不正行為等が確認された例」の有無についてお答えすることは困難である。

平成二十二年二月十九日提出
質問 第一一五一号

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する再質問主意書

週刊朝日二月十二日発売号の二二二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども人質に女性秘書『桐嶋』十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文（以下、「上杉論文」という。）が掲載されている。右に対し本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文（以下、「抗議文」という。）を週刊朝日の山口一臣編集長に出している。また「抗議文」に関し、週刊朝日二月十九日発売号の二十一頁から二十三頁にかけて、「暴走検察の果て 東京地検の『抗議』に抗議する」との見出しの、「抗議文」に対して上杉氏が抗議する内容の論文（以下、「上杉論文二」という。）が掲載されている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第九七号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で既に触れているが、「抗議文」には、

「① 当該検事が、押収品の返却名目で『女性秘書』（以下「供述人」という。）をだまして呼

び出した(二十二頁三段目、二十四頁二段目)。

② 供述人が子供を迎えに行く必要があるの
で一旦帰るか、あるいは家族に連絡させて
ほしいと言ったのに、当該検事がこれを許
さなかったため、供述人はパニック状態
に陥り、手が震え、過呼吸状態に陥った
(二十二頁二段目、二十三頁四段目、五段
目)。

③ 供述人が『せめて夫に電話させてほしい』
と何百回も繰り返し哀願した結果、夫への
電話が認められた(二十三頁五段目、二十
四頁一段目)。
などとする全く虚偽の事実が記載されてい
る。

と、東京地方検察庁特別捜査部の民野健治検事
が、石川知裕衆議院議員の女性秘書に対し、
「上杉論文」に書かれてある様な対応をとった
事実はない旨述べ、更に右の①から③に関し、
実際はどの様な対応をとったのかについて、
① 当該検事は、供述人に対し、『何点か確
認したいことがある』『旨を告げて来庁を依
頼した。

② 夕刻、供述人から、子供の迎えもあるの
で帰りたい旨申出があったので、当該検事
が、『家族の誰かに代わりに迎えに行つて
もらうことはできませんか』と尋ねたこと
ろ、供述人が夫に電話をかけ、その結果、
子供の迎えの都合が付いたことから事情聴
取が続けられたものであり、その際、供述
人が子供の迎えだけは行かせてほしい旨発
言したり、取り乱したりしたことはない。
③ 事情聴取中、供述人から、家族や事務所

に連絡したい旨の申出が何度かあったが、
当該検事がこれを拒絶したことはなく、供
述人は、その都度連絡を取った。当該検事
は、本件事情聴取中、終始、冷静かつ丁寧
に対応しており、『恫喝』、『監禁』、『拷問
的』などと評されるような言動は一切とつ
ていない。

との説明がなされている。

右につき、『上杉論文二』においては、それぞ
れ次の様な反論がなされている。

①について

「民野検事が『何点か確認したいことがあ
る』と言ったのは事実であるが、正確には
『押収品の返却の他に、何点か確認したい
ことがある』と発言している。それに対し
て、女性秘書は『押収品の返却ですね』と三
回も聞き直したにもかかわらず、結局、そ
れはウソだった。

また、『来庁を依頼した』とあるが、それ
もまったく違う。『午後一時四十五分に来
てください』と有無を言わず『出頭』の時
刻を指定して呼び出している。だからこそ
押収品の返却だと信じた女性秘書は、コー
トも羽織らず、ランチバッグひとつで検察
庁に出かけたのだ。

②について

「検事が『家族の誰かに代わりに行つても
らうことはできませんか』と尋ねたことに
なっているが真相は真逆だ。それは母親か
らの依頼である。

しかも、繰り返し哀願でようやくかけ
ることのできた夫への電話も、その時点で
保育園への迎えの都合はついていない。だ

から、それによつて聴取が続けられたとい
うのも虚偽である。しかも、夫は仕事中で
迎えに行けず、女性秘書の別の親族が迎え
に行っている。夫への電話で子どものお迎
えの都合がつかなかったことで、この瞬
間、この若い母親はパニック状態に陥り、
手が震え、過呼吸症候群に陥ったのだ。」

③について

「これもまったくの虚偽であり、悪質極ま
る。

騙し聴取の始まった十三時四十五分直後
から女性秘書は繰り返し外部への連絡を求
めているが、民野検事はことごとく拒否し
ている。初めて外部と連絡が取れたのは、
先述した夫への電話で、窓の外が暗くなつ
た時刻である。抗議書にはなぜか記述がな
いが、繰り返し要請した弁護人への連絡
も、解放直前の二十二時半になって初めて
許されている。

そしてその電話によつて、長時間拘束さ
れていることを知った弁護人が、東京地検
へ電話をし、女性秘書の解放につながつた
のだ。

また、『終始、冷静かつ丁寧に対応』した
とあるが、それも真つ赤なウソである。

夕刻、無言の女性秘書に対して、『本当
のことを言わないから、帰れないんだ
よ!』と声を荒げ始めている。女性秘書が
大きな声を出さないようお願いするが、
まったく聞く耳を持たなかった。密室で初
対面の男性と二人きり、しかも相手は圧倒
的に立場の強い検事である。その人物から
怒鳴りあげられたこの時の彼女の恐怖心は

いかばかりだっただろう。結局終始、民野
検事は大声をあげ、女性秘書に向かって怒
鳴り続けた。

『いいんだよ!とにかく、本当のこと
を言え!いいんだよ!』

こうしたことが、女性秘書に精神的苦痛
を与え、ショック状態に至らしめたことは
想像に難くない。

前回質問主意書で、右の「抗議文」における①
から③の記述、及びそれに対して反論した「上
杉論文二」の内容につき、千葉景子法務大臣は
どの様な見解を有しているか、千葉大臣とし
て、「抗議文」と「上杉論文二」及び「上杉論文二」
のどちらが真実を述べていると考えているかと
問うたところ、「前回回答弁書」では「お尋ねの『上
杉論文二』については承知しているが、個々の
週刊誌の記事の内容に関し、政府として答弁す
ることは差し控える。」との答弁がなされてい
る。「抗議文」を出すという行為そのものが、ま
さに右答弁にある「政府として答弁すること」に
該当すると考えるが、千葉大臣の見解如何。

二 検察庁、つまり政府として「上杉論文二」に對
して「抗議文」を出すという回答を行つておき
ながら、その「抗議文」について問うた当方の質問
主意書に回答できないというのはいかなる理由
によるものか。千葉大臣はじめ加藤公一法務副
大臣、中村哲治法務大臣政務官の法務省政務三
役は、なぜこの様な矛盾した内容を含む「前回
答弁書」を作成したのか、その真意を説明され
たい。

三 前回質問主意書で、「抗議文」と「上杉論文二」
及び「上杉論文二」のどちらの方が真実を述べて
いるかに関わらず、石川代議士の女性秘書に對

する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、大きな疑問、不信任感が渦巻いていることに鑑み、千葉大臣として、民野検事本人に話を聞くことをはじめ、右に關し、同特捜部に対して徹底した調査を行う考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処するものと承知しており、特定の週刊誌の記事の内容を前提として、御指摘のような調査を行うことは考えていない。」との答弁がなされている。では、千葉大臣はじめ加藤副大臣、中村大臣政務官の法務省政務三役は、「上杉論文二」に対して「抗議文」が出され、それに対して更に「上杉論文二」が出されたことにより、石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信任感が渦巻いているとは考えないのか。明確な答弁を求め

四

三で、法務省政務三役として、何らその様な考えを有しておらず、ただ「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処する」と、検察庁はじめ東京地検特捜部の無謬性を妄信しているのなら、それは同庁を指導監督する立場にある者としては不適切な態度であり、何より国政の運営を、官僚主導・官僚依存から政治主導・国民主導へと刷新し、国民の審判を受けた政治家が各省の運営に名実ともに責任を持つという新たな体制を構築することを目指している鳩山由紀夫内閣の方針に反するものであると考える。鳩山由紀夫内閣総理大臣は、右につきどの様な見解を有しているか。

五 鳩山総理は、四で指摘したことにつき、法務省政務三役に対してどの様な指導を行うと考えているのか説明されたい。

六 三の答弁には「検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処する」とあるが、検察庁に限らず全ての省庁において、何らかの不手際、違法行為、または違法とは言えずとも、何らかの不適切な行為がなされることは多々ある話である。法務省政務三役が検察庁に限り、右の様に検察庁の無謬性を妄信しているのはなぜか説明されたい。

七 「上杉論文一」に対して「抗議文」が出され、その反論として更に「上杉論文二」が出されている。検察庁として、「上杉論文二」に対し、「抗議文」と同様に何らかの反論、抗議はしているか。

八 七で、しているのなら、どの様な内容の反論、抗議を、いつ、どの様な方法でしているのか説明されたい。

九 七で、していないのなら、それはなぜか説明されたい。右は検察庁として、「上杉論文二」の内容が事実であると認めたと理解して良いか。千葉大臣の説明を求める。

十 「上杉論文二」には、

「筆者と週刊朝日はこれまでも検察に対しては、繰り返し取材の依頼を行い、反論の機会を与えてきた。だが、検察は、『司法記者クラブに所属していない週刊誌に對しては一律お答えしていない』といういつもの理由で、回答を拒否してきたのだ。」との記述があることに關し、前回質問主意書

で、右は事実か、検察庁、特に東京地検特捜部として、上杉氏及び週刊朝日による取材依頼を断ったという事実はあるか、それが事実ならば、その理由は何か、国民に対する説明責任を果たし、情報の透明性を確保する観点からも、同庁及び同特捜部がその様な措置をとっていることは不適切であり、例えば昨年、岡田克也外務大臣がより広範囲な報道関係者が記者会見に出席できる様、外務省に対する取材の門戸を拡げる措置をとった様に、同庁、特に同特捜部、ひいては法務省としても、右の外務省と同様の措置をとるべきではないのかと、千葉大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「司法記者クラブに所属している者以外による取材への対応については、特に定まった規定があるわけではなく、適宜適切に対応しているものと承知している。」との答弁がなされている。千葉大臣をはじめとする法務省政務三役は、外務省等の、より広範囲な報道関係者に対して記者会見に出席する機会を提供した他の省庁と比較して、法務省、特に検察庁、東京地検特捜部の報道機関に対する対応が閉鎖的であり、改善すべき点があるとは認識していないのか。右質問する。

内閣衆質一七四第一五一号
平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じ、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しているものと承知しているが、政府としては、個々の週刊誌の記事の内容を前提とした捜査機関の活動内容についての質問にお答えすることは、裁判所に予断を与え、これらへの対応は、矛盾するものではない。

三について

検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処するものと承知しており、「石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、国民が大きな疑問を抱き、国民の間に不信任感が渦巻いている」との御指摘は当たらないものと考えている。

四から六までについて

検察官は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）に基づき、公益の代表者として、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）を含む他の法令がその権限に属させた事務を行っているところ、刑事事件における検察の捜査・公判活動は、令状主義や証拠裁判主義等を規定した

刑事訴訟法に基づいて行われているものと承知している。

法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）においては、このような検察当局の活動を信頼しているものであるが、御指摘のように検察当局の「無謬性を妄信」しているものではなく、「基本方針」（平成二十一年九月十六日閣議決定）等に基づき政治主導の国政運営を進めており、政務三役に対し、御指摘のような「指導」の必要があるとは考えていない。

七から九までについて

個別具体的な事件における検察当局の報道機関への対応についてお答えすることは、公表していない捜査の内容を推知させることとなる等の問題があるので、答弁することは差し控えるが、一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しており、同一の事柄について複数の記事が掲載されたとしても、当初の抗議で十分と考えられる場合もあることから、抗議をしなかったことをもって、必ずしも記事の内容が事実であると認めたということではないものと承知している。

十について
法務省においては、政権交代後、記者発表や記者会見における公表に当たり、より広範囲な報道関係者が出席できるよう措置をとっている。

検察当局においては、記者発表や記者会見における公表に当たっては、刑事訴訟法第四十七条の趣旨を踏まえて、個別の事案ごとに、公益上の必要性ととも、関係者の名誉及びプライバシーへの影響並びに捜査・公判への影響の有無・程度等を考慮し、公表するか否か、公表するとしてどの程度の情報を公表するかを判断しているものと承知しており、このような検察当局による記者発表や記者会見に関しては、改善すべき点も含め、基本的に検察当局において継続的に検討し、適切に対処すべきものと考えている。

平成二十二年二月十九日提出
質問 第一五二号

政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する第三回質問主意書

昨年十一月二十一日の新聞報道によると、第四十五回衆議院議員総選挙が行われた二日後の同年九月一日、前政権の河村建夫内閣官房長官により、二億五千万円の内閣官房機密費が引き出されていたとのことである。右と「前回答弁書（内閣衆質一七四第一〇九号）及び「前々回答弁書（内閣衆質一七四第五五号）」を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、昨年八月の第四十五回衆議院議員総選挙において、鳩山由紀夫代表率いる民主党は、官僚政治打破、国民目線に立つた、生活者第一の政治の実現を訴え、また機密費についても、支払記録を作成し、一定期間後に公表することを義務付ける等、その透明性確保を図ることを主張していたことにつき、確認を求めたところ、「前回答弁書」では「民主党の政権政策Manifesto 2009」において、内閣官房報償費に係る記述はないものと承知している。」との答弁がなされている。民主党は、二〇〇一年に起きた外務省の機密費流用事件を機に、いわゆる機密費流用防止法案を国会に提出し、その中で機密費の支払記録書の作成や一定期間経過後の公表を求めている。また二〇〇二年、当時の岡田克也政調会長は、「官房長官が自分の判断で使用できる金額の内容を開示せず、不明瞭な状態を保っていることは極めて不十分であり、非常に不満に思う」とも述べていると承知する。選挙公約に機密費についての具体的記述はなくとも、右で述べた様に、民主党として可能な範囲での機密費の透明性の向上、国民に対する情報開示を図る必要性を訴えていたのではないかと確認を求めた。

二 前文で触れた様に、衆院選後、前政権により全て使い切る形で二億五千万円もの機密費が引き出されていたことにつき、前々回質問主意書で平野博文内閣官房長官の見解を問うたところ、「前々回答弁書」では「内閣官房報償費は、取扱責任者であるその時々内閣官房長官が、その都度の判断で最も適当と認められる方法により使用することとされている経費であり、お尋ねの内閣官房報償費についても、前政権における当時の取扱責任者である河村建夫前内閣官房長官の判断により執行されたものであると考える。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、右は平野長官として、河村前長官により、衆院選後に全て使い切る形で二億五千万円もの機密費が引き出されていたことについて何

の問題意識も有しておらず、適切であったと認識しているということかと問うたところ、「前回答弁書」では「内閣官房報償費は、取扱責任者であるその時々内閣官房長官が、その都度の判断で最も適当と認められる方法により使用することとされている経費であるところ、お尋ねの内閣官房報償費についても、前政権における当時の取扱責任者である河村建夫前内閣官房長官の判断により執行されたものであり、その個別具体的な判断の適否については、現内閣としてお答えする立場にないが、それまでの支出の態様とは異なるものと言わざるを得ない。」と、平野長官としても異常であると考えている旨の答弁がなされている。それならば、現政権、特に平野長官として、衆院選後に前政権により全て使い切る形で二億五千万円もの機密費が引き出されていたことを、前政権が判断したものとしてそのままにするのではなく、例えば前政権時代に機密費の事務に関わっており、現在も在職中である官邸職員に話を聞く、場合によっては、河村前長官に直接話を聞く等の方策をもって、国民に事実関係を明らかにし、国民の理解を得る努力をすべきではないのか。平野長官の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第一五二号

平成二十二年三月二日

衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時に
おける内閣官房機密費の支出等に関する第三
回質問に対する答弁書

一について

民主党の見解に係るお尋ねについては、政府
としてお答えする立場にないが、過去、機密費
の使用に係る文書の作成、公表等に関する法律
案が同党の国会議員により国会に提出されたこ
とや御指摘の趣旨の発言があったこと、また、
「民主党の政権政策Manifesto 2009」において内
閣官房報償費に係る記述はないことは承知して
いる。

いずれにせよ、鳩山内閣としては、内閣官房
報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、来
年度一年間を通じて内閣官房報償費を責任を
持つて執行し、その使途等を検証していくこと
としている。

二について

お尋ねの内閣官房報償費については、当時の
関係職員から話を聞いたが、その使途等を確認
できなかったところである。同報償費について
は、前政権における当時の取扱責任者である河
村建夫前内閣官房長官の判断により執行された
ものでもあり、現内閣としてこれ以上事実関係
が明らかになることを期待することは困難であ
ると考えている。

平成二十二年二月二十二日提出
質問 第一 五 三 号

国会議員の兼職に関する質問主意書

提出者 山内 康一

国会議員の兼職に関する質問主意書

一 平成二十二年一月十五日付農林水産省農林振
興局長名「土地改良区等における政治的中立性
の確保について」に関して

1 土地改良区等の制度は従来から存在するも
のだが、今回、このような文書を発出したの
はなぜか。

2 本文書は、農林振興局長の判断に基づき発
出されたのか。あるいは、閣僚等からの指示
を受けて発出されたのか。

3 土地改良区等が、「制度を公正・公平に、
透明性を保って運用すること」は当然のこと
だが、役員等に「議員等が兼職により就任す
るなど」の場合に、これに対する「疑念を持た
れる」と考える根拠は何か。

4 「議員等が兼職により就任するなど」とは、
どのような場合を含むのか。「等」には何が含
まれるのか。

5 役員等が、他の組織の役職との兼務である
場合、当該組織の影響を受け、「公正・公平
に、透明性を保って運用すること」が阻害さ
れるとの疑念を持たれるという考えであると
すれば、例えば、民間企業の役職との兼務の
場合はどう考えるのか。当該民間企業とい
う「特定の組織」の影響を受け、「公正・公平
に、透明性を保って運用すること」が阻害さ
れるとの疑念を持たれることになるか。

6 本文書は、役員等に「議員等が兼職により
就任する場合」を認めないとの趣旨か。仮に
そうであれば、憲法上の職業選択の自由を制
限する根拠は何か。

また、議員等が兼職により就任した場合、
農林水産省はどのような措置をとるのか。

二 公益法人の理事等の役職を、国会議員が兼職
することについて

1 社団法人競走馬育成協会の会長は、同協会
ホームページによれば小沢二郎氏とされてい
るが、事実か。

2 社団法人競走馬育成協会は、業務運営にあ
たって、民主党の影響を受け、公益目的を公
正・公平に果たすことができないとの疑念を
持たれると考えるか。

内閣衆質一七四第一五三号
平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出国会議員の兼職に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山内康一君提出国会議員の兼職
に関する質問に対する答弁書

一の1及び6について

御指摘の農林水産省農村振興局長名で発出さ
れた通知の趣旨は、土地改良区及び土地改良
事業団体連合会（以下「土地改良区等」という。）
は、法律に基づいて公共性の高い事業を行って
いる団体であり、政治的中立性を確保する観点
から、地方公共団体の議会の議員又は国会議員
（以下「議員」という。）が役員を兼職する等特定
の組織、政党等の影響を受けているとの疑念を
国民から持たれることのないようにするための
ものである。

当該通知については、農林水産省組織令（平
成十二年政令第二百五十三号）第八条第一項第

十二号に規定する農林水産省農村振興局の所掌
事務に関する行政指導であると考えており、
したがって、行政手続法（平成五年法律第八十
八号）第三十二条第一項に規定されているとお
り、当該通知の内容は、相手方の任意の協力に
よつてのみ実現されるものである。

一の2について

御指摘の通知については、これまでの土地改
良区等への通知の発出の通例に合わせて、農林
水産大臣が農林水産省農村振興局長に対して通
知の発出を指示したものである。

一の3について

土地改良区等は、法律に基づいて公共性の高
い事業を行っている団体であることにかんがみ
れば、その政治的中立性の確保は重要であり、
議員が団体の執行機関たる役員を兼職してい
るという事実をもって、当該団体が特定の組織、
政党等の影響を受けているのではないかとの疑
念を国民から持たれるおそれがあることが問題
であると考えている。

一の4について

「議員等が兼職により就任するなど」には、土
地改良区等の役員等に、議員のほか、その候補
者、政党の役員等が就いている場合が含まれ
る。

一の5について

御指摘の通知は、土地改良区等の政治的中立
性の確保を図る観点から、議員が役員を兼職す
る等特定の組織、政党等の影響を受けていると
の疑念を国民から持たれることのないようにす
るためのものであり、民間企業が当該通知にお
ける「特定の組織」に該当することはないと考
えている。

二の1について

平成二十二年二月二十四日現在、社団法人競走馬育成協会の会長は、小沢一郎氏である。

二の2について

社団法人競走馬育成協会は、競馬の健全な発展等を目的として、競走用馬の育成技術の向上に関する普及、啓蒙及び指導等の事業を行っている団体であることにかんがみれば、議員が役員を兼職しているからといって、当該団体の業務活動に支障を生ずるおそれはないものと考えている。

平成二十二年二月二十二日提出
質問 第一一五四号

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問主意書

検察庁等による情報のリーク（以下、「リーク」という。）に関し、例えば検察としていつ誰に聴取を要請する方針でいるか、また聴取に応じた人物がどの様なことを述べたか、他には、逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか、ある人物に対して任意の事情聴取が行われる予定であるか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関に流すことと定義する。右と「政府答弁書一」（内閣衆質一七四

第三号）、「政府答弁書二」（内閣衆質一七四第二七号）及び「前回答弁書」（内閣衆質一七四第一〇八号）、「前々回答弁書」（内閣衆質一七四第六五号）を踏まえ、再度質問する。

一 本年一月二十二日、中井治国家公安委員会委員長は記者会見において、一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、十七年半に亘り服役を余儀なくされた菅家利和氏の再審裁判について、「今の自供、自由中心の捜査、そして捜査当局から一方的にリークされる記事しか書かないマスコミ。そういう中では、冤罪被害はこれからも出ると思っています」と、更に「今もそういうことか」との質問に対して「ずっとそうじゃないか。一度、被疑者になったら徹底的になるじゃないですか」と述べたと承知する。前々回質問主意書で、右は中井委員長として、検察庁、そして警察庁が「リーク」することはあり得るとの見解を示したものと理解して良いか、またそうであるのなら、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」における見解と真つ向から食い違うことになるのではないかと問うたところ、「前々回答弁書」では「検察当局及び警察庁においては、検察及び警察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知しているところ、中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言は、これらの記者発表や記者会見を念頭に置いたものであり、検察当局及び警察庁において、捜査上の秘密を外部に漏らすことを意味するものではないものと考えている。」との答弁がなされている。右につき、前回質問主意書で、右答弁

は、中井委員長としても、検察庁と警察庁どちらにおいても「リーク」はないと考えているということかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁を起案し、作成した者は誰か、その官職氏名を明確にされたい。

二 本年一月十九日、原口一博総務大臣は閣議後の記者会見で「関係者」という報道は何の関係者かわからない。検察の関係者なのか、被疑者の関係者なのか。そこは明確にしなければ、電波という公共のものを使ってやるには不適当だ」と、小沢一郎民主党幹事長の政治資金問題をめぐり石川知裕代議員が逮捕された件等に係る報道が、「関係者によると」、「関係者の話でわかった」等の形でなされていることに疑問を呈する発言をしていると承知する。前回質問主意書で、原口大臣として、「リーク」または一の中井委員長の発言の中にある「リーク」はあり得ると認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」と、一で挙げたものと全く同じ答弁がなされている。右答弁を起案し、作成した者は誰か、その官職氏名を明確にされたい。

三 本年一月二十日、平野博文内閣官房長官は記者会見で、「リーク」があるかどうかを問われ、「事実関係をつかんでいないので断定的には言うわけにはいかない」と、あくまで推測であることを強調しながらも、「そういうふうに思う

ところもあるような気がする」と述べている。前回質問主意書で、右の発言の真意は何か、平野長官自身による説明を求めたところ、「前回答弁書」では「平野内閣官房長官の御指摘の発言は、社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っていると思われることを念頭に置いたものであり、検察当局において、捜査情報や捜査方針を外部に漏らしていることを意味するものではない。」との答弁がなされているが、右答弁の意味するところが不明である。平野長官として、何について「そういうふうに思うところもある」と述べたのか、再度詳細な説明を求める。

四 前回質問主意書で、平野長官として、「リーク」または一の中井委員長の発言の中にある「リーク」はあり得ると認識しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」と、一で挙げたものと全く同じ答弁がなされている。右答弁を起案し、作成した者は誰か、その官職氏名を明確にされたい。

五 小沢幹事長や石川代議員の件に関して、これだけ「関係者によると」、「関係者の話でわかった」等の形の報道がなされているのを見て、「リーク」があり得ることは明白であると考ええる。また当方は、小沢幹事長側、石川代議員側からは何も情報を発信していないことを確認している。そうであるならば、「関係者」とは、もう一方の当事者である検察側しか該当しない。前回質問主意書で、鳩山内閣として、

「前々回答弁書にある様に、検察当局が「捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはない」とし、更に「従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきた」と断言できる根拠は一体何であるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、仮に捜査情報や捜査方針が公になれば、他人の名誉やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、裁判所に予断を与えたり、また、関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査・公判に重大な支障が生じるおそれがあることなどから、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁にある「関係者」とは具体的に誰を指すのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一五四号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

前回答弁書(平成二十二年二月十九日内閣衆

質一七四第一〇八号)一については、国家公安委員会委員長が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、国家公安委員会委員長がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

二について

前回答弁書(平成二十二年二月十九日内閣衆質一七四第一〇八号)六については、総務大臣が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、総務大臣がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

三について

平野内閣官房長官の御指摘の発言は、社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っているとと思われることを念頭に置き、様々な報道がなされていることを踏まえたものである。

四について

前回答弁書(平成二十二年二月十九日内閣衆質一七四第一〇八号)八については、内閣官房長官が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、内閣官房長官がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

五について

前回答弁書(平成二十二年二月十九日内閣衆質一七四第一〇八号)九について述べた「関係者」は、被疑者や参考人を一般的に指すものである。

平成二十二年二月二十二日提出
質問 第一五五号

大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する再質問主意書

障害者団体向けに格安で郵便サービスを提供する制度を悪用した事件に絡み、昨年五月二十六日、厚生労働省障害保健福祉部係長の上村勉氏が逮捕された。右の事件に関し、過去に上村氏の上司であった村木厚子厚労省雇用均等・児童家庭局長が、六月十四日、大阪地方検察庁特別捜査部に逮捕された。本年二月二日、村木氏の裁判に関し、関係者の供述内容等を記した取調べのメモ(以下、「メモ」という。)を、大阪地方検察庁特別捜査部が廃棄していたことを村木氏の弁護士が明らかにしたとの報道がなされている。右「前回答弁書」(内閣衆質一七四第八五号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、大阪地検特捜部が「メモ」を廃棄したというのは事実か、事実ならば、それは裁判の公平性、公正性を失うことに繋がりがかねない行為であると考えているが、同特捜部はどのような理由によつてその様な挙に出たのか、また同特捜部のどの者がどの様な理由によりその様な挙に出たのかを徹底調査し、可能な範囲で出来る限りの説明を国民に行う考えはあるかと、千葉景子法務大臣に対して問うたところ、「前回答弁書」では「個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控える。」との答弁がなされている。

る。確かに、現在係争中の事案について詳細を明らかにすることは差し控えるべきことであるが、仮に「メモ」が何らかの意図の下、廃棄されたというのが事実ならば、そもそも裁判の公正性を大きく失わせることに繋がりがかねないと考ええる。千葉大臣として、事実関係は公表せずとも、「メモ」が廃棄されたことが事実か否か、また事実であるのなら、大阪地検特捜部がどのような意図の下、その様な挙に出たのか、せめて何らかの調査を行うべきではないのか。

二 「メモ」が廃棄されたというのは事実か否か、右一点のみを明らかにされたい。なお当方は、現在係争中の事案について詳細を明らかにすることを求めているものではなく、千葉大臣においては、全て「個別具体的な事件における」として逃げるのではなく、質問の趣旨を正確に把握した上で、当方の質問に答えることを再度求める。

三 前回質問主意書で、今回の大阪地検特捜部による「メモ」の廃棄以外に、過去に同特捜部において、「メモ」と同様の、取調べの際に作成される文書が廃棄されたという事実はないか、また東京地検特捜部、名古屋地検特捜部においても、過去に同様の事例が起きたことはないか、千葉大臣に問うたところ、「前回答弁書」では一の答弁がなされている。当方は、前文で触れたある特定の事案について問うているのではなく、過去の事例について問うているのである。千葉大臣においては、全て「個別具体的な事件における」として逃げるのではなく、質問の趣旨を正確に把握した上で、当方の質問に答えることを再度求める。

右質問する。

内閣衆質一七四第一五五号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

一般論として申し上げれば、検察当局において、取調べにおける被疑者等の言動を記載したいわゆる取調べメモを作成した場合、その内容等を踏まえ、個別の事案に応じて適正に取り扱っているものと承知しているが、政府として、個別具体的な事件における取調べメモの作成、廃棄の有無及びそれに対する見解並びに取調べメモの作成及び廃棄の有無に関する法務大臣による調査の有無を公にすることは、裁判所に予断を与えることなどから、お尋ねについては、前回答弁書(平成二十二年二月十六日内閣衆質一七四第八五号)四から八までについて述べたとおりである。

平成二十二年二月二十二日提出
質問 第一五五号

義務教育における図書購入費に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

義務教育における図書購入費に関する質問
主意書

今年度、国が必要と認めて算定した公立小中学校の図書購入費は、約二百十四億円になっている。これに対し、各自治体が予算計上した総額は百六十四億円となっており、予算化率は約七十七%にとどまっている。義務教育の中で、読書を重視させようという狙いから、自公政権時の平成十九年度から図書購入費をそれまでの約百三十億円から二百億円程度に増額し、図書の購入を促してきたが、自治体においてそれが反映されていない。

IT社会が進み、活字離れが指摘されている。今だからこそ、朝の読書活動をはじめとする、本に触れ合う機会を増やし、読書の重要性をむしろ高めていくことが必要だと考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 公立小中学校の図書購入の予算化率は、都道府県別ではどういう状況になっているのか。
- 二 公立小中学校一校あたりの図書予算額は、都道府県別ではどういう状況になっているのか。
- 三 一・二の質問に関連し、大きな差異があるとするば、国はどう対応していくのか。
- 四 平成二十二年予算案の中で、国は基準財政需要額として図書購入費をどのように反映させているのか。
- 五 小中学校の図書室に司書が配置されている割合は、全国的にどうなっており、また、都道府県別ではどうなっているのか。
- 六 五の質問に関連し、大きな差異があるとすれば、国はどう対応していくのか。
- 七 義務教育の中で、読書教育を充実させていくことは大切と考えるが、公立と私学に大きな隔たりがあつてはならない。よって、私学の中小

学校の図書購入を含めた読書教育の充実のため、国はどう対応しているのか。
右質問する。

内閣衆質一七四第一五六号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出義務教育における図書購入費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出義務教育における図書購入費に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「公立小中学校の図書購入の予算化率」については、その定義が必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難であるが、各都道府県における公立の小中学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の一学校当たりの学校図書館における図書の購入に係る予算額については、文部科学省が実施した調査によると、平成二十一年六月現在で、北海道約三十六万円、青森県約二十六万円、岩手県約三十二万円、宮城県約三十七万円、秋田県約三十六万円、山形県約三十三万円、福島県約三十一万円、茨城県約五十万円、栃木県約五十八万円、群馬県約五十九万円、埼玉県約五十七万円、千葉県約五十三万円、東京都約八十万円、神奈川県約七十三万円、新潟県約四十万円、富山県約五十二万円、石川県約五十六万円、福井県約四十万円、山梨県約六十九万円、長野県約六十二万円、岐阜県約五十一万円、静岡県約五十二万円、愛知県約八十三万円、三重県約六十六万円、

滋賀県約四十七万円、京都府約四十九万円、大阪府約六十七万円、兵庫県約五十六万円、奈良県約四十四万円、和歌山県約四十万円、鳥取県約四十九万円、島根県約三十五万円、岡山県約四十八万円、広島県約四十五万円、山口県約四十三万円、徳島県約二十九万円、香川県約三十七万円、愛媛県約五十万円、高知県約三十五万円、福岡県約六十四万円、佐賀県約五十一万円、長崎県約四十一万円、熊本県約四十五万円、大分県約四十一万円、宮崎県約四十万円、鹿児島県約三十一万円、沖縄県約五十万円である。

三について

学校図書館における図書の購入に係る予算額については、各地方公共団体において、地域の実情に応じて決定されているものと考えて、文部科学省としては、今後とも、都道府県教育委員会等に対し、学校教育において学校図書館が果たす役割の重要性等について様々な機会を通じて周知すること等により、学校図書館における図書の充実が図られるよう促してまいりたい。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、学校図書館の図書の購入に必要な経費については、平成二十二年における地方交付税の算定に当たって、市町村の基準財政需要額の小学校費及び中学校費において所要額を算入することとしている。

五について

文部科学省においては、「学校図書館の現状に関する調査」を実施し、公立の小中学校及び中学校のうち司書教諭が発令されている学校の割合や学校図書館に関する業務を担当する職員

(以下「学校図書館担当職員」という)が配置されている学校の割合について、平成二十年五月現在における全国及び都道府県ごとの状況を同省のホームページに掲載しているところである。

六について
学校図書館担当職員の配置数については、各地方公共団体において、地域の実情に応じて決定されているものと考えて、文部科学省としては、今後とも、都道府県教育委員会等に対し、学校教育において学校図書館が果たす役割の重要性等について様々な機会を通じて周知すること等により、学校図書館担当職員の配置を促してまいりたい。

七について
文部科学省としては、子供の読書活動が、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)及び中学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)において、各学校が学校図書館を計画的に利用するなどして、児童生徒の主体的かつ意欲的な読書活動を充実させることを求めているところである。

平成二十二年二月二十二日提出
質 問 第 一 五 七 号

特別永住者の扱いに関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

特別永住者の扱いに関する質問主意書

我が国に在住する特別永住者に対する政府の見

平成二十二年三月九日 衆議院会議録第十二号

議長 報告

解について、以下の点にお答えいただきたい。
一 平成二十一年版在留外国人統計によると、昭和二十一年以前より引き続き日本に在住する者とその子孫である特別永住者が四十二万三千五百人、それ以外の一般永住者が四十九万二千五百六十六人である(平成二十年末現在)。特別永住者の内訳では韓国・朝鮮の出身者が四十一万六千三百九十九人と、特別永住者の九十九%以上を占めている。

1 日本政府は七十年代初めから韓国籍・朝鮮籍の別なく「韓国・朝鮮」籍としてまとめて公表するようになった。その理由をうかがう。

2 韓国・朝鮮の出身者四十一万六千三百九十九人について、韓国籍・朝鮮籍別の人数の内訳をお示しいただきたい。

二 民間調査機関の報告によると、法務省は平成十五年七月以降、特別永住者の帰化申請において、帰化の動機書、在勤証明書、給与証明書、最終学歴を証する書面の提出を免除するなど、手続きの簡略化を実施しているという。行政の判断でなし崩し的に手続きを簡略化している点には問題があると考えている。

1 手続きを簡略化した理由は何か。

2 手続きを簡略化したことで、我が国の政治体制に問題が生じることはないとお考えか。

3 今後、手続きを厳格なものに戻す意思はあるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一五七号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出特別永住者の扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出特別永住者の扱いに関する質問に対する答弁書

一について

外国人登録では、国籍欄において、「韓国」の記載を国籍の表示として用いているが、「朝鮮」の記載は、「韓国」が国籍として認められなかった時代からの歴史的経緯等により、朝鮮半島出身者を示すものとして用いており、外国人登録の系統の際に韓国籍を証する書類の提出等がなく、市町村の窓口において国籍が確認できなかった者であつて朝鮮半島出身者であることが明らかなものについては、国籍欄に「朝鮮」と記載することとしている。すなわち、「朝鮮」の記載は何らの国籍を表示するものとして用いているものではなく、国籍欄に「朝鮮」と記載されていても、実際には韓国籍を有している可能性がある。

仮に「韓国」と「朝鮮」を区別して国籍(出身地)別の外国人登録者数として集計をし、その内訳に係る統計資料を公表することとした場合には、あたかも「朝鮮」が「韓国」と同様に外国人登録者の国籍の表示として用いられ、北朝鮮という「国籍」を表示するものであるかのような誤解を与えかねないことから、法務省が作成している在留外国人統計においては、「韓国」と「朝鮮」を区別することなく集計した上で、「韓国・朝鮮」として公表しているところである。

以上からお尋ねの「韓国籍・朝鮮籍別」の人数の内訳をお示しすることはできない。

二の1について

特別永住者からの帰化許可の申請において、

原則として、帰化の動機書、在勤証明書、給与証明書及び最終学歴を証する書面の提出を求めているのは、特別永住者が永年にわたり我が国で生活し、我が国の社会に定着して、我が国に生活の基盤を持つている等の事情を考慮したことによるものである。

二の2について

特別永住者からの帰化許可の申請において、原則として、二の1について述べた書類の提出を求めているのは、二の1について述べた事情を考慮したことによるものであるから、御指摘のような問題が生じることはないと考え

二の3について

特別永住者からの帰化許可の申請については、これまでも適切に対応してきたところであり、現時点において、二の1について述べた書類の提出に関する取扱いを変更することは考えていない。

平成二十二年二月二十二日提出
質 問 第 一 五 八 号

道州制の検討に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

道州制の検討に関する質問主意書

本年二月十二日の衆議院予算委員会質疑において、平野官房長官および原口総務大臣から道州制についての答弁があった。これを踏まえて、以下の点につきお答えいただきたい。

一 道州制の在り方についてうかがう。

1 平野官房長官は道州制ビジョン懇談会を、最終報告を待たずに近々廃止する方針である

と述べておられるが、道州制ビジョン懇談会を廃止する理由は何か。また、道州制の導入そのものを見送ることなのか、道州制への移行を念頭に置いて別の機関で協議することなのか、発言の真意を具体的にうかがいたい。

2 民主党の政策集インデックス二〇〇九には、「都道府県等が効率的な運営を図ることなどを目的として、現行制度を前提とする広域連合や合併の実施、将来的な道州の導入も検討していきます。」と書かれている。道州制導入に向けての具体的な工程表等を策定する予定はあるか。あるとすれば、いつ頃の導入を目的として策定するのか。

3 「将来的な道州の導入」とは、具体的にいつ頃を目的に考えているのか。議論が成熟次第、というような回答の場合は、議論の工程を具体的に明示していただきたい。

4 道州制ビジョン懇談会がこれまでに発表した報告は、今後どのように扱うのか。平野官房長官は予算委員会の答弁において「今までいただいた報告については素晴らしい議論も中にあると思います。それはきちつと御意見として承りながら、私どもの考え方のもとに進めていく」と述べておられるが、「素晴らしい議論」「私どもの考え方」を具体的に明示した上で、報告の扱いを明示していただきたい。原口総務大臣は、標記の予算委員会の答弁中で、「地域主権型の道州制、これを目指したい」と述べておられる。

1 「地域主権」の定義はどのようなものか。二月十九日の衆議院総務委員会における原口大

臣の答弁では不明確である。立法化を念頭に置いている以上、詳細に定義を明示していただきたい。

2 民主党はかつて、全国を三百程度の基礎自治体に再編し、国と基礎自治体の二層の行政システムにすることを主張していた。現在、政府としてこの主張を支持するのか。現在の国・地方行政の事務が、国と三百程度の基礎自治体でまかなえるとお考えか、お答えいただきたい。また、この主張を政府として支持する場合、道州制導入との整合性を明示していただきたい。

三 中央政府、道州、基礎自治体の役割は如何なるものとお考えるか。政府の考えを具体的にお示しいただきたい。右質問する。

内閣衆質一七四第一五八号

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出道州制の検討に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員秋葉賢也君提出道州制の検討に関する質問に対する答弁書

一について

広域自治体の在り方については、政府としては、地域の自主的判断を尊重しつつ、自治体間連携等が自発的に形成されていくことが重要と考えている。地域主権改革を推進する中で、こうした連携等に対する支援の在り方について検

討することはあり得るが、現時点において具体的な工程表等を策定する予定はない。

また、道州制ビジョン懇談会については、先に述べた考えの下、平成二十二年二月十六日をもって廃止したところであるが、同懇談会が、道州制の理念と目的、制度設計の基本的考え方や導入プロセス等について平成二十年三月に取りまとめた中間報告については、地域主権改革を推進する中で、必要に応じ参考としたいと考えている。

二の1について

「地域主権」とは、憲法を前提としつつ、地域のことは地域に住む住民が責任を持つて決める、活気に満ちた地域社会をつくるための改革の根拠をなす理念として掲げているものである。

二の2について

平成二十二年二月十六日の衆議院本会議において原口総務大臣が答弁したとおり、平成二十一年七月に発表された民主党のマニフェストにおいては、お尋ねのような「主張」は記載されていないと承知しているが、基礎自治体の在り方については、今後、地域主権改革を推進する中で検討することとしている。

三について

政府としては、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていくことが必要であると考えている。

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川内博史君提出天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による事情聴取のあり方に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出橋の長寿命化の修繕計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金規正法改正に向けた鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参事が公の場で内閣総理大臣を批判したことは是非に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩崎恭久君提出郵政民営化見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員塩崎恭久君提出平成二十二(二〇一〇)年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出新型インフルエンザに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出新型インフルエンザ患者の搬送に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出インフルエンザのワクチン接種に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出学校図書館の充実に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一朗君提出平成二十二年度における子ども手当の支給に際しての市町村に与える影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一朗君提出行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けの議事録に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察官による取調べの実態等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する鳩山由紀夫内閣の取組等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出普天間基地移設問題に伴う国内の米軍基地の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに対しての鳩山内閣からの答弁書と、全く矛盾する長妻厚生労働大臣の会見に関する質問に対する答弁書

衆議院議員甘利明君提出地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮腰光寛君提出長崎県知事選挙における公務員の選挙運動に関する質問に対する答弁書

平成二十二年二月十六日提出
質問 第一二四号

天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問主意書

提出者 川内 博史

天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問主意書

政府は、答弁書において、「天下りとは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいう」(平成二十一年十一月六日内閣衆質一七三第一八号)と定義し、いわゆる「裏ルート」(前任の官僚OBが呼び寄せる場合等)による国家公務員OBの再就職については、「退職した公務員が、府省庁のあっせんを受けずに再就職することは「天下り」には該当しない」(平成二十一年十一月

二十日内閣衆質一七三第七三号)としている。

しかしながら、いわゆる「裏ルート」については、国民目線からすると、天下りであることから、政府としては、その規制に取り組んでいくべきであり、これにより天下りが根絶されるものと考えている。よって以下質問する。

一 天下りの定義に、いわゆる「裏ルート」を含めず、同定義を限定的にしたのはなぜか。

二 いわゆる「裏ルート」についても、国民目線の天下りに該当するとの認識はあるのか。

三 いわゆる「裏ルート」については、天下りの根絶のため、法令で規制する必要があると考えるが、政府としては、どのように考えているのか。右質問する。

内閣衆質一七四第一二四号
平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員川内博史君提出天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川内博史君提出天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「天下りの定義」については、職員による再就職あっせんを禁止する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第一項の規定を踏まえたものである。

二 について

府省庁によるあっせんの有無にかかわらず、

国民目線から見ると事実上の天下りあっせん慣行があるのではないかと疑念を抱かせるような職員の新就職については、特定の民間企業、団体等との癒着や行政の無駄などの原因となるものとして、国民の厳しい批判があるものと承知しており、政府としてもそのような再就職は問題であると考えている。

このため、現内閣においては、公務員の再就職について、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、府省庁によるあっせんを直ちに禁止したほか、さらに、国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成二十一年十二月二十五日閣議決定)に基づき、行政からの支出又は権限の付与により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかと批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行うこととしている。また、独立行政法人については、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成二十一年九月二十九日閣議決定)に基づき、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び新たに公務員OBを当該役員に任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行うこととしたほか、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成二十一年十二月二十五日閣議決定)に基づき、国民的視点から抜本的な見直しを行っていくこととしている。

三 について

公務員の再就職等に関する規制については、

公務の公正性に対する国民の信頼の確保と公務員の有する職業選択の自由等とのバランスを考慮し、合理的な範囲とする必要があることから、退職した職員による再就職あっせんを法令により一律に規制することは適当でないと考えている。しかしながら、府省庁によるあっせんの事実確認されていないもの、事実上の天下りあっせん慣行があるのではないかと疑念を抱かせるような退職した公務員の再就職についても、二について述べたように国民からの厳しい批判があることから、厳格な監視を行い、国民の疑念を解消する必要があると考えている。また、そのような再就職の中には、特定の民間企業、団体等との癒着や行政の無駄などの原因となるようなものがあり得ることから、二について述べたように、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」及び「独立行政法人の抜本的な見直しについて」等に基づき適切に対応するとともに、退職した公務員が同一府省庁出身者が何代にもわたって占めてきた特定の団体等のポストに再就職する場合について、当該府省庁の当該団体等に対する行政上の権限、契約、補助金等の関係及び当該再就職の経緯を精査していく必要があると考えている。

平成二十二年二月二十三日提出
質問 第一五九号

検査庁による事情聴取のあり方に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

三 三回質問主意書

週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子ども人質に 女性秘書「桐嶋」十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文(以下、「上杉論文」という。)が掲載されている。右と「前回回答弁書」(内閣衆質一七四第一二〇号)、「前々回答弁書」(内閣衆質一七四第七一号)を踏まえ、再度質問する。

一 東京地方検察庁特別捜査部に所属している民野健治検事が、本年一月十五日、小沢一郎民主党幹事長の政治資金をめくり逮捕された石川知裕衆議院議員の女性秘書に対し、被疑者としての出頭を予め明確に求めることなく全く別の理由で呼び出し、不意打ちの様な形で事情聴取を行った、その際に外部との連絡を無理矢理絶たせた、同秘書に対し、事実関係云々に関係なく、検察の言いなりになることを脅迫ともとれる様な言いぶり求め、黙秘権を否定するかの様な発言をした、当初押収品の返却との理由で呼び出しておきながら、一つの押収品も返却しなかった旨の指摘が「上杉論文」でなされていることにつき、前々回質問主意書で、右は事実かと問うたところ、「前々回答弁書」では「個々の週刊誌の記事の内容に関し、政府として答弁することは差し控える。」と、政府として「上杉論文」における記述の一つ一つについて答弁することは差し控えるとの回答がなされている。しかしその一方で、本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文(以下、「抗議文」という。)を週刊朝日の山口一臣編集長に出し、「上杉論文」における記述三点を挙げ、具体的にそれらがどの様に事実と異なるかを詳細に述べている。前

回質問主意書で、当方の質問主意書に対しては「政府として答弁することは差し控える。」としておきながら、週刊朝日に対しては「抗議文」を出すというのは、東京地検特捜部、検察庁、ひいては法務省、政府の対応として著しく矛盾しているのではないか、「抗議文」を出すことそのものが、右答弁にある「政府として答弁すること」に該当するのではないのかと、千葉景子法務大臣の見解を問うたところ、「前回回答弁書」では「一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しているものと承知しているが、政府としては、個々の週刊誌の記事の内容を前提とした捜査機関の活動内容についての質問にはお答えを差し控えているところであり、これらの対応は、御指摘のように矛盾するものではない。」との答弁がなされている。右答弁には「必要に応じて抗議をする」とあるが、過去に検察庁として、「抗議文」と同様に、ある特定のマスメディアに対して文書を送付し、抗議を行ったことはあるか。

二 一で、あるのなら、過去にどの様な報道に関し、どのマスメディアに対して、どの様な理由の下、どの様な内容の抗議を行ったのか、全て明らかにされたい。

三 一の答弁には「必要に応じて抗議をする」とあるが、検察庁として、「上杉論文」に対し、「抗議文」を出すことが必要であると今回判断した根拠は何であるのか、また右の判断に千葉大臣はじめ加藤公一法務副大臣、中村哲治法務大臣

政務官はどの様な関与をしたのか、明確な説明を求める。

四 「抗議文」につき、千葉大臣はじめ法務省の政務三役はどの様な説明を受けているか。

五 千葉大臣はじめ法務省の政務三役は、「抗議文」が週刊朝日に対して提出されることを事前には知っていたか、または事後の報告を受けたのみであるのか、説明されたい。

六 一の答弁には「政府としては、個々の週刊誌の記事の内容を前提とした捜査機関の活動内容についての質問にはお答えを差し控えている」とあるが、「抗議文」の内容は、まさに右答弁にある様に「個々の週刊誌の記事の内容を前提としたものであり、検察庁自ら、右答弁にある「捜査機関の活動内容」を詳細に明らかにしたものに他ならない。検察庁自らが「捜査機関の活動内容」を明らかにし、その事実関係について自ら詳細な説明をしておきながら、それに対する質問は一切受け付けないというのはいかなる理由によるものか。「抗議文」に関する当方の質問に答えることで、検察庁、特に東京地検特捜部にとって、何か都合の悪い事実が明らかにされる恐れでもあるのか。千葉大臣自身による明確な説明を求める。

七 前回質問主意書で、少なくとも当方が提出した法務省案件の質問主意書に対する、「前々回答弁書」の内容をはじめ、国会において閣議決定された他の答弁書は、その一言一句が前政権におけるものと全く変わらないものが多く、千葉大臣、加藤副大臣、中村大臣政務官の政務三役は、国政の運営を、官僚主導・官僚依存から政治主導・国民主導へと刷新することを目指すとした、鳩山由紀夫内閣の方針を全く実践で

きていないのではないのか、鳩山総理として、鳩山内閣の方針を実践する様、更迭も含め、法務省の政務三役を厳しく指導する考えはあるかと問うたところ、「前回回答弁書」では「政務三役は、『基本方針』(平成二十一年九月十六日閣議決定)等に基づき政治主導の国政運営を進めており、御指摘のような『指導』の必要があるとは考えていない。」との答弁がなされている。では鳩山総理として、法務省の政務三役が政治主導の国政運営を進めていると認識している根拠は何か説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一五九号
平成二十二年三月五日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による事情聴取のあり方に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による事情聴取のあり方に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねの過去における文書による抗議の有無については、記録が残されていないため、お答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事案及び記事の内容に応じて、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じ

て抗議をすることを含め、適宜適切に対処しているものと承知している。
三から五までについて

東京地方検察庁においては、御指摘の「上杉論文」の記載が捜査・公判に対する支障となるものと考え、株式会社朝日新聞出版に対して抗議を行ったものと承知しており、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官以下「政務三役」ということは、その旨、事後的に報告を受けている。

六について

一般論として申し上げれば、捜査機関は、特定の週刊誌の記事の内容が個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄である場合は、それぞれの事実及び記事の内容に応じ、捜査・公判の遂行に対する支障の有無等を考慮し、必要に応じて抗議をすることを含め、適宜適切に対処しているものと承知している。

他方、政府としては、個々の週刊誌の記事の内容を前提とした捜査機関の活動内容についての質問にお答えすることは、裁判所に予断を与えることなどから差し控えているところであり、御指摘のように、質問にお答えすることにより「何か都合の悪い事実が明らかにされる恐れ」があるとの見地から答弁を差し控えているものではない。

七について

政務三役は、政務三役会議を設置し、常に国民の視点で政策の立案、調整及び意思決定を行うなど、法務省の運営に名実ともに責任を持つ体制を取っており、政治主導の国政運営を進めているものと認識している。

平成二十二年二月二十三日提出
質問 第一六〇号

橋の長寿命化の修繕計画に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

橋の長寿命化の修繕計画に関する質問主意書

全国の約六十五万の道路橋を千八百二十九の自治体が管理している。その道路橋を、適切に維持管理し長持ちさせるため、長寿命化修繕計画を策定している地方自治体は、三十二府県市と道路橋を管理する自治体の一・七％に留まると、総務省が先般発表した。つまり、国民生活における安心・安全の観点から、橋の保全対策が不十分と考える。「コンクリートから人へ」というキャッチフレーズを全面に打ち出す鳩山内閣では、社会資本の整備において、ますます国民に大きな不安を与えていくと危惧する。

従って、次の事項について質問する。

一 総務省は右に述べた調査結果を、国土交通省に対し勧告したとのことだが、その内容はどのようになっているのか。

二 総務省は、計画を作って橋を長持ちさせれば、今後五十年間で十七兆四千億円のコスト削減に繋がると試算を出しているが、その具体的な根拠はどのように積算され打ち出したのか。

三 架け替えの目安とされる築後五十年を超す橋は、全国にいくつあるのか。

四 地方自治体に計画の策定を促すため、具体的な目標年次とその策定自治体数の目標を掲げるべきではないか。

五 四に関連し、地方自治体に計画の策定を促すため、国はどのような取り組みをするのか。

六 五に関連し、平成二十二年度予算案では、どう反映されているのか。

七 国民生活の安心・安全な生活を確保する観点から、全国の橋の補修や修繕の際に、国から地方自治体への補助については、平成二十二年度予算案の中で、どのように反映され、そしてそれは十二分に対応される内容となっているのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一六〇号
平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出橋の長寿命化の修繕計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出橋の長寿命化の修繕計画に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の勧告は、橋梁の効率的な維持管理の推進並びに橋梁の安全性及び信頼性の確保の観点から、橋梁の長寿命化対策の推進、道路台帳等の整備の徹底、地方公共団体における定期点検等の実施促進のための技術支援等を求めたものである。

二について

御指摘の試算については、総務省において、橋梁の長寿命化対策に取り組んでいる代表的な地方公共団体が、対策を講じなかった場合及び講じた場合について試算した今後五十年間の橋梁の維持管理に係る経費の額に基づき、一橋

梁当たりの当該経費がそれぞれ六千二百五十四万円及び三千五百七十四万円であると算定し、これらの数値を用いて、全国の地方公共団体が管理する約六十五万の道路橋（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条に掲げる道路の一部を構成する橋梁をいう。ただし、横断歩道橋を除く。以下同じ。）について、長寿命化対策を講じず、いわゆる「事後保全型」の維持管理をした場合には、今後五十年間で、維持管理に係る経費は約四十兆七千億円となるのに対し、対策を講じて計画的に維持管理した場合には、当該経費は約二十三兆三千億円となると試算したものである。

三について

国土交通省においては、建設から五十年を経過している橋長十五メートル以上の道路橋の数は、平成二十一年四月現在、全国で一万六千六百六十八であると把握している。

なお、国においては、建設から五十年経過したことをもって、道路橋の架け替えを行う判断の目安としているという事実はない。

四について

社会資本整備重点計画（平成二十一年三月三十一日閣議決定）においては、地方公共団体が管理するものを含む、橋長十五メートル以上の道路橋に関して、「全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率」を平成二十四年度におおむね百パーセントとするという目標を定めている。

五から七までについて

国は、地方公共団体における道路橋の長寿命化修繕計画の策定を促すため、地方公共団体による同計画の策定等に要する費用の二分の一を補助している。

今後、地方公共団体が管理する道路橋の修繕等に関しては、平成二十二年度に創設することとしている社会資本整備総合交付金(仮称)により支援を行う予定であり、制度の詳細について、現在検討しているところである。

また、地方公共団体の職員も参加できる道路橋の点検に関する講習会の開催、道路橋の健全度の概略を簡易に把握するための「道路橋に関する基礎データ収集要領(案)」の地方公共団体への提供並びに道路橋の点検及び補修に関する技術的な助言も行つてきているところであり、引き続き、これらの取組により、地方公共団体における道路橋の長寿命化対策の推進を支援してまいりたい。

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一六一号

政治資金規正法改正に向けた鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政治資金規正法改正に向けた鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書

本年二月八日、鳩山由紀夫内閣総理大臣は、秘書等の会計責任者が政治資金収支報告書に虚偽の記載をした場合、議員本人の公民権を停止する等の罰則を強化するとする政治資金規正法の改正について、「政治に対する国民の信頼が揺らぐのは大変マイナスだ。政治資金問題に厳しく対処していく必要がある。できれば通常国会中に仕上げた方がいい」と述べ、その実現に意欲を示したと報道されている。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一七四第一一六号)

を踏まえ、再質問する。

一 前回答問主意書で、政治資金に対する国民の信頼を得るには、前文で挙げた罰則強化に加え、企業・団体献金を禁止することが必要不可欠ではないか、また政党助成金についても、将来的に企業・団体献金をなくすという趣旨の下、導入された経緯からも、せめて企業・団体献金が廃止されるまでは凍結するという措置が必要なのではないかと鳩山総理に問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、政治資金制度及び政党助成制度の在り方については、政党その他の政治団体の政治活動の自由と密接に関連する事柄であり、各党各会派において御議論いただきたいと考えている。」との答弁がなされている。鳩山総理は、本年二月十七日に行われた党首討論において、企業・団体献金の全面禁止に向け、政治資金規正法改正のための与野党協議機関をつくらうという山口那津男公明党代表による提案に対し、「賛成したい。大いに進めていこう」と応えていると承知するが、確認を求める。

二 鳩山総理は、行政の長である内閣総理大臣であるのと同時に、最大与党、最大会派の長である民主党代表でもある。鳩山代表として、「各党各会派において御議論いただきたい」とするのではなく、政治資金に対する国民の信頼を得るためにも、前文で挙げた罰則強化に加え、企業・団体献金の禁止を実現させるべく、右答弁にある各党各会派における議論を加速させ、自ら前面に出て、積極的なリーダーシップをとる考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一一六号
平成二十二年三月五日

衆議院議員 横路 孝弘殿
衆議院議員 鳩山由紀夫

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金規正法改正に向けた鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政治資金規正法改正に向けた鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、平成二十二年二月十七日の国家基本政策委員会合同審査会において、鳩山内閣総理大臣は「これは今党首討論という立場でありますから党首という立場で申し上げれば、民主党としても与野党の協議機関の設置に賛成をしたい、そのように思っておりますので、大いにこれは各党で協議を進めていこうではありませんか。」と答弁したと承知している。

二 について

お尋ねは、鳩山内閣総理大臣の民主党代表としての見解に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一六一号

外務省参与が公の場で内閣総理大臣を批判したことの是非に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省参与が公の場で内閣総理大臣を批判したことの是非に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

一 現在外務省参与の任に就いている者は誰か、全て明らかにされたい。

二 一の者のうち、外交旅券を支給されている者はいるか。いるのなら、誰に対し、どのような理由により支給されているのか説明されたい。

三 一の者に対し、年間どれだけの報酬が支払われているのか、それぞれ明らかにされたい。

四 一の者に対し、外務省内に執務室は用意されているか。

五 一の者は、外務省参与として、我が国の外交にどのような責任を負い、職務上どのような義務を課せられるのか説明されたい。

六 北岡伸一東京大学教授は、現在外務省参与の任に就いていると承知する。右の者に対し、外交旅券は支給されているか。

七 北岡氏に対し、年間どれだけの報酬が支払われているか。

八 北岡氏に対して、外務省内に執務室は用意されているか。

九 北岡氏は、外務省参与として、我が国の外交にどのような責任を負い、職務上どのような義務を課せられるのか説明されたい。

十 本年一月十五日、米国の首都ワシントンにおいて日米安全保障セミナーが開催された。右セミナーには北岡氏も出席していたと承知するが、北岡氏以外に右セミナーに出席した外務省職員は、日本政府職員は誰か、全て明らかにされたい。

十一 週刊朝日二〇一〇年三月五日発売号には、

「外務省ブレーン」が：日本大使館主催セミナーで鳩山首相批判を大展開」との見出し記事（以下、「週刊朝日記事」という。）が掲載されているが、岡田克也外務大臣は右記事を読み、その内容を把握しているか。

十二 「週刊朝日記事」によると、北岡氏はセミナーの席上で、「（北沢俊美）防衛相も（岡田克也）外相も首相も、スタート時は同じぐらい情勢に関して無知だった。しかし、防衛相も外相も少しずつ進歩しているが、首相はほとんど進歩していない」、「普天間問題よりも深刻なのは、この問題に対する首相のマナーだ。防衛相や外相が何か言ったとき、鳩山首相はまるで第三者のような物言いをする」、「首相は五月までに問題を解決すると言ったが、非常に心配だ。首相が本当に自信を持って発言したのか、疑問に思う」等、鳩山由紀夫内閣総理大臣を批判する発言をしたとのことであるが、右は事実か。外務省として、右に関する事実関係を正確に把握しているか。

十三 北岡氏がセミナーの席上、十二で触れた様な発言をしたことが事実ならば、それは外務省参与の職に就いている者として適切であるか。岡田大臣の見解如何。

十四 「週刊朝日記事」によると、北岡氏は自身の発言を認めた上で、「やや失礼だったとは思いますが、これこそが私たちが自由主義国家に在ることの証しです」と述べたとのことであるが、外務省職員が公の場で「進歩していない」等と、内閣総理大臣をこき下ろし、批判を行うことは許されるか。岡田大臣の見解如何。

十五 本年二月十日、宮城県の陸上自衛隊王城寺原演習場における米国陸軍との共同訓練開始式

平成二十二年三月九日 衆議院会議録第十二号

議長報告

で、陸上自衛隊第六師団第四十四普通科連隊の中沢剛連隊長・一等陸佐が、「同盟というものは外交や政治的な美辞麗句で維持されるものではなく、ましてや『信頼してくれ』などという言葉だけで維持されるものではない」と、昨年十一月十三日、鳩山総理が来日したオバマ米大統領と会談した際、オバマ大統領に対し、普天間飛行場移設問題に関して「Trust me（私を信じてほしい）」との旨の発言をしたことを批判するかの様な訓示を述べたことに、本年二月二十三日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四第一一五号）では、「御指摘の『中沢発言』は、国家の意思に基づき行われる政治や外交の役割を否定している」と受け取られかねず、また、自衛隊の最高指揮官である鳩山内閣総理大臣の御指摘の発言を揶揄しているという誤解を招くようなものであったと考えており、自衛隊が厳格な文民統制の原則の下にあることを踏まえると、幹部自衛官であり、かつ、部隊指揮官でもある者の公の場における発言としてふさわしくないものであったと考えている。」との答弁がなされている。自衛官と外交官という立場の違いがあるとは言えども、外交官も自衛官同様に、自身の最高幹部である内閣総理大臣を公の場で批判する、ましてや「無知だ」、「進歩していない」等と、能力や人格を疑うかの様な発言をするとは、我が国が自由主義国家であるか否かとは全く関係がなく、外務省に籍を置く者としてあるまじき行為であると考える。この様な者を外務省参与の職に就かせていることは、果たして適切であるか。岡田大臣の見解如何。

けが行われた時、北岡氏は自ら先頭に立ち、他の大学教授らと共に月刊誌「外交フォーラム」の存続を訴えていたが、本年二月、同誌は廃刊されることと決定した。結果として北岡氏は、税金の無駄遣いを主張していたに等しいと考えるが、この様な者を外務省参与の職に就かせていることは、果たして適切であるか。岡田大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第一六二号
平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与が公の場で内閣総理大臣を批判したことは是非に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省参与が公の場で内閣総理大臣を批判したことは是非に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一について
平成二十二年三月一日現在、御指摘の職にある者は、山田中正、園部逸夫、佐藤啓太郎、中村實宏、木村崇之、橋本正次、天江喜七郎、末吉興一、石垣泰司、小川郷太郎、山本保博、上田秀明、谷口智彦、阿部信泰、尾身茂、小池寛治、飯村豊、尾崎久仁子、北岡伸一、河野康子、坂元一哉、佐々木卓也、波多野澄雄、春名幹男、式部透、小手川大助及び本田悦朗である。

二について
一についてでお答えした者のうち、山田中正、佐藤啓太郎、木村崇之、橋本正次、石垣泰司、小川郷太郎、上田秀明、阿部信泰、飯村豊、尾崎久仁子、式部透、小手川大助及び本田悦朗に対しては、国の用務による渡航を目的として外交旅券が発給されている。

三について
外務省参与を含め参与の職にある者については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十二条第一項の規定等において手当を支給することができるとされており、一についてでお答えした者については、無給又は一日につき一万円、二万円、二万七千円、二万七千二百円、二万九千円若しくは二万九千七百円の手当が支給されている。それぞれの者に対して支払われている金額については、個人に関する情報であるため、お答えすることは差し控えたい。

四について
一についてでお答えした者の一部については、外務省内に個室の執務室が置かれている。

五について
一についてでお答えした者は、外務省参与として、外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）第五十五条第二項の規定に基づき、外務省の所掌事務のうち特に定める重要事項に参与している。外務省参与は、一般職の非常勤の国家公務員として、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）等が適用され、同法に規定する義務を負っている。

六について
御指摘の者は、一についてでお答えしたとお

り、外務省参与である。同人に外交旅券は発給されていない。

七について
御指摘の者に対しては、三についてでお答えした手当が支払われているが、支払われている金額については、個人に関する情報であるため、お答えすることは差し控えたい。

八、九、十五及び十六について

御指摘の者は、いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会委員として、平成二十一年九月十六日付け外務大臣命令に基づき外務省内に設置された、いわゆる「密約」問題に関する調査チームが作成した調査報告書の内容を検証し、これを踏まえた報告書を外務大臣に提出するための業務を行うため、外務省参与を命ぜられている。御指摘の者には、外務省内に個室の執務室は置かれていない。

十について
平成二十二年一月十五日に米国において開催された日米安全保障セミナーには、外務省において確認した範囲では、藤崎一郎アメリカ合衆国駐節特命全權大使、秋葉剛男在アメリカ合衆国日本国大使館公使、納富中在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、富田浩司外務省大臣官房参事官、船越健裕外務省北米局日米安全保障条約課長、高見澤将林防衛省防衛政策局長、磯部晃一防衛省統合幕僚監部防衛計画部長、岸澤清防衛省防衛政策局日米防衛協力課長、神谷万丈防衛大学校人文社会科学群国際関係学科教授、太田文雄防衛大学校安全保障・危機管理センター長、山口昇防衛大学校総合安全保障研究科教授ほかが出席した。

十一から十四までについて

御指摘の記事については承知しているが、当該セミナーにおける北岡伸一氏の発言は個人としてのものであり、外務省としてその逐一について必ずしも確認したりコメントする立場にない。

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一六三号

郵政民営化見直しに関する質問主意書

提出者 塩崎 恭久

郵政民営化見直しに関する質問主意書

小泉政権は、郵政民営化にあたり、次の二つの試算を出した。

① 平成十六年十一月十七日 骨格経営試算

② 平成十七年三月三日 採算性に関する試算
なお、当時の民主党も、郵政民営化の対案を示し、独自の民営化後の経営内容のシミュレーションを出した。

今回、政府は郵政民営化見直しを決定しているが、大塚耕平内閣府副大臣はテレビ番組において、前の郵政民営化議論の時の「骨格経営試算」と同様のシミュレーションを策定すると発言された。

従って、次の事項について質問する。

一 同シミュレーションの策定状況如何。

二 同シミュレーションは、広く国民の検討に資するため、公表されることが不可欠と考えるが、鳩山内閣の認識如何。併せて、公表の時期及び方法について明らかにされたい。

内閣衆質一七四第一六三号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員塩崎恭久君提出郵政民営化見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員塩崎恭久君提出郵政民営化見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねのシミュレーションについては、一定の前提を置いて策定することは可能であるが、日本郵政グループの経営を担うのは日本郵政グループ自身であり、政府としてシミュレーションの結果に責任を負うことは困難である。

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一六四号

平成二十二年(二〇一〇)年度予算の後年度歳入・歳入への影響試算に関する質問主意書

提出者 塩崎 恭久

平成二十二年(二〇一〇)年度予算の後年度歳入・歳入への影響試算に関する質問主意書
平成二十二年(二〇一〇)年度予算の後年度歳入・歳入への影響に関する試算について質問する。

一 二〇一四年度以降の前提は、二〇一三年度から横ばいとした上で、今後三十年間、二〇一四年度までの試算を明らかにされたい。

二 また、参考において、名目成長率が変化した場合と金利が変化した場合、二〇一三年度までのそれぞれの税収増減額と国債費の増減額があるが、これも二〇一四年度までの試算を明らかにされたい。

にされたい。

三 政府としては、このような試算を行った場合、社会的な情報として今後公表していく方針はないのか。
右質問する。

内閣衆質一七四第一六四号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員塩崎恭久君提出平成二十二年(二〇一〇)年度予算の後年度歳入・歳入への影響試算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員塩崎恭久君提出平成二十二年(二〇一〇)年度予算の後年度歳入・歳入への影響試算に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十二年二月に財務省が公表した「平成二十二年(二〇一〇)年度予算の後年度歳入・歳入への影響試算」で用いた前提条件は、平成二十二年(二〇一〇)年度予算における制度及び施策の前提について不変としていること、名目経済成長率等の経済前提について一定の機械的な仮置きをしていることである。このような前提条件は、長期間にわたる試算にはなじまないと考えており、お尋ねのような試算を行うことは差し控えたい。

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一六五号

新型インフルエンザに関する質問主意書

提出者 木村 太郎

新型コロナウイルスに関する質問主意書

世界的に新型コロナウイルスの感染による被害が瞬く間に広がり、国内においても深刻化してきた。引き続き新型コロナウイルス対策を講じることは極めて重要であると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 国立感染症研究所は、去る二月十九日、二月八日から十四日までの一週間におけるインフルエンザ患者の実態を発表した。その中で、患者の大半は新型コロナウイルスと見られるが、三週連続減少となっている。この発表を見て、新型コロナウイルスの感染状況を国はどのように捉えているか。予測よりも、事態が沈静されつつあると考えているか。

二 一に関連し、今後感染が再び拡大し、患者数が増加することもあり得ると考えているか。

三 一と二に関連し、新型コロナウイルスに関する国としての対応を、今後どのように考えているか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一六五号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出新型コロナウイルスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出新型コロナウイルスに関する質問に対する答弁書

一について

今般の新型コロナウイルスについては、政府

として流行の予測はしておらず、現状との比較は困難であるが、現時点では、沈静化しつつあると考えている。

二について

今般の新型コロナウイルスについては、科学的知見等を踏まえると、これまでに罹患を免れた者を中心に再流行が生じ得ること、また、病原性が変化する可能性があると考えられることから、感染が再び拡大し、患者数が増加することもあり得ると考えている。

三について

今般の新型コロナウイルスについては、その流行状況を注視しつつ、当面、現在の新型コロナウイルス対策を継続して行つてまいりたいと考えている。

平成二十二年二月二十四日提出
質 問 第 一 六 六 号

新型コロナウイルス患者の搬送に関する質問
主意書

提出者 木村 太郎

新型コロナウイルス患者の搬送に関する質問主意書

世界的に新型コロナウイルスの感染による被害が瞬く間に広がり、国内においても深刻化してきた。引き続き新型コロナウイルス対策を講じることは極めて重要であると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 去る二月十九日、消防庁のアンケートによつて、新型コロナウイルス患者の搬送に関して、全国八百三消防本部の十七％にあたる百三十六本部が、受け入れ先がスムーズに決まらず、円

滑でなかったと回答していた。これについて、国はどのように捉え分析しているか。

二 一に関連し、搬送が円滑にいかなかった事例の中で、新型コロナウイルス患者の容態が悪化し、深刻な状況に至った事例があったのか。

三 一に関連し、感染症法において、搬送に責任を持つこととされている都道府県をはじめ、関係機関と連携し患者搬送を円滑にするため、国はどのような改善の取り組みをするのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一六六号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出新型コロナウイルス患者の搬送に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出新型コロナウイルス患者の搬送に関する質問に対する答弁書

一について

総務省消防庁が平成二十二年一月に実施した、全国の八百三消防本部を対象とするアンケート調査においては、全体の約八割に当たる六百五十八消防本部が「搬送が円滑に実施できている」と回答しており、全国的に見て搬送はおおむね円滑に実施されていると認識している。御指摘の百三十六消防本部については、十三消防本部が「搬送が円滑には実施できていない」と、百二十三消防本部が「円滑に実施されているがうまく実施できていない事案もある」

と、回答している。

搬送が円滑に実施できなかった事案の主な原因については、百三十六消防本部のうち、八十三消防本部が受入医療機関の選定が困難であったことを挙げており、二十消防本部が保健所が移送すべきなのか、消防本部が搬送すべきなのかという調整に問題があったことを挙げている。

二について

これまでのところ、お尋ねのような事例については、各消防本部から報告を受けていない。

三について

「新型コロナウイルス対策ガイドライン」は、新型コロナウイルスの患者で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十一年法律第百十四号）第十九条の規定に基づく入院の対象となったものについては、同法第二十一条の規定に基づき、「都道府県等が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として都道府県等が移送を行う」旨を定め、同法第十九条の規定に基づく入院措置が行われていない患者については、「消防機関による搬送が行われることとなる」旨を定めている。

厚生労働省としては、「都道府県が中心となり、地域の医療機関や消防機関等の関係者間において、新型コロナウイルス重症患者が発生した場合の搬送・受入ルールを定めておくこと」等を内容とする事務連絡を平成二十一年八月二十八日付けで都道府県等に向けて発出しており、引き続き、当該事務連絡の周知を図ってまいりたい。

平成二十二年三月九日 衆議院会議録第十二号 議長の報告

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一六七号

インフルエンザのワクチン接種に関する質問
主意書

提出者 木村 太郎

インフルエンザのワクチン接種に関する質問
問主意書

世界的に新型インフルエンザの感染による被害が瞬く間に広がり、国内においても深刻化してきた。引き続きインフルエンザ対策を講じることは極めて重要であると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 去る二月十九日、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種部会において、「新型インフルエンザのような感染が拡大しやすいが、病原性は高くないインフルエンザが発生した際に備えて、新設するワクチンの臨時接種制度について提言をまとめた」と聞く。その内容は、具体的にどのようなになっているのか。

二 一に関連し、ワクチンの接種について、努力義務になるのか、あるいは奨励になるのか。

三 二に関連し、その接種費用をどう考えているのか。現行の接種は、国民に努力義務が課せられ、費用は公費で賄われていることとの整合性をどう考えているのか。

四 一、二に関連し、予防接種法の改正が必要なのかどうか。法改正が必要とするならば、いつ改正案を国会に提出するのか。

内閣衆質一七四第一六七号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出インフルエンザのワクチン接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出インフルエンザのワクチン接種に関する質問に対する答弁書

一について

本年二月十九日に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて(第一次提言)」(以下「第一次提言」という。)においては、新型インフルエンザ対策として緊急に講ずべき措置として、「新たな臨時接種」の類型の創設、新型インフルエンザ等の世界的な大流行(パンデミック)への対応及び新型インフルエンザワクチンの定期接種化が提言されている。また、予防接種制度全般の見直しについて議論が必要と考えられる事項が掲げられている。

御指摘の「新設するワクチンの臨時接種制度」については、第一次提言において、「今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る予防接種や、今後発生する可能性のある別の新型インフルエンザに係る予防接種を法的に位置付けられた事業として実施できるよう、新たな臨時接種の類型(以下「新臨時接種(仮称)」という。)を予防接種法に設けるべきである。」との提言がなされているところである。

二及び三について

お尋ねについては、第一次提言を踏まえ、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)を改正する方向で検討しているところであるが、現時点では、その成案が得られていないため、お答

えすることは困難である。

四について

二及び三についてでお答えしたとおり、予防接種法を改正する方向で検討しているところであり、その成案が得られ次第、今通常国会に提出する予定である。

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一六八号

学校図書館の充実に関する質問主意書

提出者 馳 浩

学校図書館の充実に関する質問主意書

学習指導要領の改訂が教職員や子どもたちの多忙に拍車をかけている。そうした中、子どもたちがゆとりをもつてじっくりと学び、豊かな心が育つ教育を実現することは、父母・国民・教職員の切実な願いである。学校において、このような教育活動を保障するうえで、学校図書館が図書児童・生徒に提供するとともに、学校司書を通じて読書への関心を高め、人間的成長の場になるなど、学校図書館と学校司書の果たす役割は大きく、その充実が求められている。

そこで、次の事項について質問する。

一 文部科学省の平成十九年度調査では、国が措置した図書購入費を地方では七八%しか予算化せず、財政難から八二%もの自治体や教育委員会が図書購入費を流用していたことが明らかにされている。その結果、学校図書館の予算が削られ、小・中学校では図書標準を達成した学校が五割にも達しない事態が続いているなど、図書館資料が不足している事態が生み出されている。

このような事態を解消するために、学校図書館費(図書費)を大幅に増額するべきではないか、政府の見解を問う。

二 多くの小・中学校の学校図書館には専任・専門・正規の学校司書が配置されていない状態が続いており、文部科学省調査でも公立学校への図書館担当職員の配置は三八%台、その八割以上が非常勤職員にとどまっている。

学校教育法・学校図書館法などを改正し、すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置することが必要ではないか、政府の見解を問う。

三 高校では、学校図書館法改正時(一九九七年)の附帯決議に反し、図書館職員(学校司書)の削減、兼務化などがおしすすめられており、この三、四年で配置校は一、九%減り、常勤職員は一四五人(五、三%)も減少している。

現職の学校司書の一方的な削減、配置転換や他業種との兼任を行わないこと、また、退職者の補充を必ず行うことが必要ではないか、政府の見解を問う。

四 臨時雇用の学校司書の待遇を改善し、雇用継続・正規職員化をはかることが必要ではないか、政府の見解を問う。

内閣衆質一七四第一六八号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出学校図書館の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出学校図書館の充実に
関する質問に対する答弁書

一について

公立の小学校及び中学校の学校図書館における図書の購入に係る予算額については、各地方公共団体において、地域の実情に応じて決定されているものと考えて、文部科学省としては、今後とも、都道府県教育委員会等に対し、学校教育において学校図書館が果たす役割の重要性等について様々な機会を通じて周知すること等により、各学校の学級数に応じて設定されている目標冊数の図書が整備されるよう促してまいりたい。

二から四までについて

学校図書館に関する業務を担当する職員（以下「学校図書館担当職員」という。）の配置に関するについては、各学校の設置者において、各学校の実情等にに応じて決定されているものと考えており、現時点で御指摘のような法改正を行うことは考えていないが、文部科学省としては、今後とも、都道府県教育委員会等に対し、学校教育において学校図書館が果たす役割の重要性等について様々な機会を通じて周知すること等により、各学校において必要な学校図書館担当職員が配置されるよう促してまいりたい。

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一 一六 九 号

平成二十二年における子ども手当の支給に
際しての市町村に与える影響に関する質問主
意書

提出者 橋 慶一郎

平成二十二年における子ども手当の支給
に際しての市町村に与える影響に関する質
問主意書

平成二十二年に新たに導入される子ども手当については、二十二年限りの特別措置が予定されており、市町村は財政面及び事務遂行面で影響を受けることとなる。新制度導入の影響を最小限のものとし、二十三年以降の取り扱いについても地方の意見を十分に反映させることが必要と考える。については、政府の考え方及び今後の方針について以下二項目にわたり質問する。

一 児童手当との関係及び二十三年以降の取り
扱い

1 二十二年度は、子ども手当の額のうち、児童手当の額に相当する部分は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）により支給する児童手当であるとの認識に立つこととであり、加えて児童手当の所得制限が外されている。このことは、福祉施策の一環であった児童手当と次世代育成施策として新たに導入される子ども手当との違いについての従来の政府見解とは合致しないのではないかと料するが、いかがか。

2 二十二年度は、市町村は従前の所得制限下の児童手当に係る負担額を負担することとされ、子ども手当に要する額との差額は、国が「児童手当及び子ども手当特例交付金」により措置することとされている。しかし、児童手当の所得制限を外すと、本特例交付金の市町村単位の金額は実態に即して算定できないことになると考える。政府においてどのように対応されるのか。

3 市町村の負担は、厳密には従前と同じというわけではないが、政府の方針と矛盾しないか。

4 二十二年度は暫定的な措置であり、二十三年以降は地方の意見に沿って市町村の負担をなくすことが、元来の政府の方針であったのではないかとと思うが、今後の検討方針は何かか。

二 市町村の事務遂行に対する配慮

1 二十二年度は四月以降、市町村において受給資格者の認定を行い、六月に第一回の支給を実施することとなるが、年度当初ということもあり、窓口事務の負担が懸念される。政府として、市町村の円滑な事務遂行にどのように配慮しているのか。

2 先に質問主意書（第七十三回国会質問第七九号）にて述べたように、本件は厚生労働省と総務省の密接な連携が不可欠と考えるが、どのように対応されているのかうかがう。右質問する。

内閣衆質一七四第一六九号
平成二十二年三月五日

衆議院議長 横路 孝弘殿 鳩山由紀夫

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十二年における子ども手当の支給に際しての市町村に与える影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十二年における子ども手当の支給に際しての市町村に与える影響に関する質問に対する答弁書

一の1について
子ども手当と児童手当は、家庭における生活

の安定という観点や所得制限の有無という点では異なっているが、子どもの健やかな育ちを支援するという観点では共通している。

一の2及び3について

政府としては、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の所得制限を超える者に係る児童手当及び子ども手当特例交付金の算定については、当該者に子ども手当を支給するための各市町村の負担を反映させるために必要な調査又は推計の方法を検討しているところであり、各市町村の負担が基本的に増加しないよう当該特例交付金の算定方法に十分に配慮してまいりたい。

一の4について

平成二十三年以降の子どもの手当については、財源の在り方も含め、平成二十三年度予算の編成過程において改めて検討することとしている。

二の1について

政府としては、平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案（以下「法案」という。）において、法案の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における児童手当等の受給者が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があったものとみなすなど市町村の事務にも十分に配慮しているところであり、引き続き、市町村への情報提供など必要な取組に努めてまいりたい。

二の2について

子ども手当については、総務省と厚生労働省で、適時に情報や意見の交換を行うなど十分に連携を図っている。

平成二十二年二月二十四日提出
質問 第一七〇号

行政刷新会議ワーキンググループによる事業
仕分けの議事録に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

行政刷新会議ワーキンググループによる事業
仕分けの議事録に関する質問主意書

平成二十一年十一月に行政刷新会議ワーキング
グループにより実施された事業仕分けは、その模
様がインターネットで中継され、会場での傍聴も
認められるなど、公開性を重視した運営がなされ
ていたものと理解する。しかるにその議事録につ
いては未だ公開されていない。ついては、以下三
項目にわたり質問する。

一 当該会場の模様及び議事録の要旨はネット
で閲覧出来るが、議事録全文を作成・公開する予
定はあるのか。既に三ヶ月余経過しており、作
成中であるとすれば完成の目途はいかがか。

二 当該議事録を作成する予定がないとすれば、
その理由は何か。公開性の原則に反しないか。

三 事業仕分けにかかる費用・謝金・交通費等
は、内閣府予算にて支出されたとのことであ
り、成果物としての議事録を作成する義務があ
るものと思料するが、いかがか。
右質問する。

内閣衆質一七四第一七〇号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員橋慶一郎君提出行政刷新会議ワーキ
ンググループによる事業仕分けの議事録に関す
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出行政刷新会議
ワーキンググループによる事業仕分けの議
事録に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘のワーキンググループについては、平
成二十一年十月二十二日に開催した第一回行政
刷新会議において決定した「ワーキンググルー
プの設置について」に基づき、議事概要を公表
することとしている。

議事概要については、可能な限り正確かつ詳
細に議論の状況を明らかにするため、速記及び
録音に基づく議事概要案の作成、ワーキンググ
ループの出席者による当該議事概要案の確認等
の手續を経て公表することとしており、ワーキ
ンググループにおける審議時間が合計二百時間
を超えていることから、議事概要案の作成に時
間を要しているが、可能な限り早急に公表する
よう努めてまいりたい。

なお、ワーキンググループにおける議論の模
様については、政府インターネットテレビにお
いて、すべて動画で配信し、公開していること
である。

平成二十二年二月二十五日提出
質問 第一七一号

検察官による取調べの実態等に関する質問主
意書

提出者 鈴木 宗男

検察官による取調べの実態等に関する質問
主意書

これまでの政府答弁書によると、法務大臣、法
務副大臣及び法務大臣政務官の法務省の政務三役

は、参考となる必要な情報を関係する部局から提
出させ、政務三役がそれらを含む種々の情報を基
にして質問主意書に対する答弁書を作成し、最終
的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定し
ているものと承知する。法務省の政務三役におい
ては、以下の当方の質問に対し、同省の関係部局
から必要な情報を隠すことなく全て提出させ、
一切ウソのない、正直な答弁をすることを先に求
める。

一 一般論として、検察官が取調べ中に、被疑者
に対して殴る、蹴るといった暴行を働くことは
許されるか。許されるならば、どのような場合に
許されるのか、その法的根拠は何か説明され
たい。

二 一般論として、検察官が取調べ中に、被疑者
を壁に押しつけ、身動きをとれなくするといっ
た暴行を働くことは許されるか。許されるなら
ば、どのような場合に許されるのか、その法的根
拠は何か説明されたい。

三 一般論として、検察官が取調べ中に、机を叩
くといった行為を働き、被疑者を威嚇すること
は許されるか。許されるならば、どのような場合
に許されるのか、その法的根拠は何か説明され
たい。

四 一般論として、検察官が取調べ中に、被疑者
に対して大きな声を出す、または暴言を吐くとい
った方法で、被疑者を威嚇することは許され
るか。許されるならば、どのような場合に許され
るか、その法的根拠は何か説明されたい。

五 過去に一から四で挙げた様な行為を取調べ中
に被疑者に対して行い、それが表沙汰になり罷
免された、若しくは自ら検察官の職を辞した者
はいるか。

六 五で、いるのなら、その様な事例が発生した
日にち、事例の具体的内容、そして当該検察官
に対して下された処分の内容等、それぞれ詳細
に明らかにされたい。また、その事例のうち、
退職処分を受けた者がいるのならば、その者に
対して退職金が支払われているか否かも併せて
明らかにされたい。

七 過去に検察官が女性との交際をめぐりトラブ
ルを起こし、検察官の職を辞したという事例は
あるか。あるのなら、当該検察官がいつ、どの
様なトラブルを起こし、検察官の職を辞したの
か、詳細に説明されたい。また当該検察官に対
して退職金が支払われているか否かも併せて明
らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一七四第一七一号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による取
調べの実態等に関する質問に対する答弁書
付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察官による取
調べの実態等に関する質問に対する答弁書
一から四までについて

刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五
条第一項は、「裁判、検察若しくは警察の職務
を行う者又はこれらの職務を補助する者が、そ
の職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他
の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為
をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処す

る。」と規定しており、捜査機関がその職務を行うに当たり、この規定に該当する行為を行ってならないことは当然である。

なお、御指摘の「暴行」又は「威嚇」が「暴行又は陵辱若しくは加虐」に当たるかどうかは、証拠によって個別に判断される事柄である。

五について

法務省において把握している範囲では、過去に取調べの相手方に暴行を加えるなどして懲戒処分又は法務省の内規に基づく処分を受けた検察官は四名である。

六について

五について述べた検察官四名については、平成五年十月に取調べの相手方二名にそれぞれ足蹴りするなどの暴行を加えて傷害を負わせた検察官に対し、同年十一月に免職の処分を行い、平成二年七月に取調べの相手方の顔を突き上げる暴行を加えて傷害を負わせた検察官に対し、平成六年六月に停職三月間の処分を行い、同年三月に取調べの相手方の面前にあった机を持ち上げて床に落とした際、同机の下端を同人に接触させて傷害を負わせた検察官に対し、同年十月に停職三月間の処分を行い、平成十三年三月に取調べの相手方に威迫的で不適切な発言を行った検察官に対し、平成十七年十二月に法務省の内規に基づく嚴重注意処分を行い、当該停職又は当該嚴重注意処分を受けた三名の検察官はそれぞれの処分後退職した。当該三名の検察官には退職金は支払われているが、当該免職の処分を受けた検察官には退職金は支払われていない。

七について

個々の検察官が退職した際、その理由が私的

な交友関係に関連するものか否かについては、法務省として承知する立場にないことから、お尋ねにお答えすることは困難である。

平成二十二年二月二十五日提出
質問 第一七二号

ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する鳩山由紀夫内閣の取組等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する鳩山由紀夫内閣の取組等に関する質問主意書

二〇〇七年九月、ミャンマーで民主化を求める僧侶や市民のデモをミャンマー軍事政権が鎮圧し、その際にデモの現場にいた日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー治安部隊に射殺される事件（以下、「事件」という。）が発生した。その後、我が国の警察当局と外務省が「事件」の調査のため結成したチームが一昨年二月十九日にミャンマーに派遣された際、同チームが行った司法解剖結果とビデオ画像の鑑定結果について、発砲は極めて至近距離から行われたものであるとの分析等を示しつつ説明し、ミャンマー側のこれまでの「事件」の見解の修正及び殺害された長井さんが行うよう求めていると承知する。右二政府答弁書（内閣衆質一七三第三三三号）を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田克也外務大臣として、「事件」の真相解明及び長井さんが所持していたビデオカメラ返還の実現に向け、具体的にどの様な対応を取っ

ていく考えているのかと問うたところ、「政府答弁書」では長井健司氏死亡事件については、現在、政府として、事件の真相解明及びビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー政府への申し入れを継続しているところであり、平成二十一年十月三日、岡田克也外務大臣が、カンボジア・シアムリアップにおけるニャン・ウイン・ミャンマー外務大臣との会談において、事件の真相解明及びビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還について申し入れを行った。」として、昨年十月三日以降、ミャンマー側に対し、「事件」の真相解明及び長井さんが所持していたビデオカメラの返還を、いつ、誰が、どのような場で、どのような方策をもって求めてきているのか、具体的に明らかにされたい。

二 一の我が国側の申し入れに対し、ミャンマー側は具体的にどの様な回答をしているのか説明されたい。

三 過去の質問主意書で、鳩山内閣として具体的な期限を設け、ミャンマー側に対して「事件」の真相解明及び長井さんが所持していたビデオカメラの返還を求めていく考えはあるかと問うたところ、「政府答弁書」では「政府としては、ミャンマー側に対し、可能な限り速やかに日本側の申し入れについての検討の結果を通知するよう更に強く求めていくとともに、その検討結果を含めたミャンマー側の対応を見極めた上で、今後の対応について検討していく考えである。」との答弁がなされている。「事件」が発生し、既に約二年半の月日が流れているものの、その真相解

明及びビデオカメラの返還に向けて、事態が動く気配は一向に見られない。この様な中、鳩山内閣としても、前自民・公明政権同様、右に關しミャンマー側に対して具体的な期限を設ける考えはないということか。明確な答弁を求める。

四 「政府答弁書」では、我が国のミャンマーに対する支援につき、「政府としては、ミャンマーにおける来年の総選挙（以下「来年の総選挙」という。）にすべての関係者が参加できるように民主化プロセスが進展すること、並びに、ミャンマーの民主化プロセスにおいて、ミャンマー政府とアウン・サン・スー・チー女史を含む国民民主連盟との実質的な対話が進展すること並びに来年の総選挙までにアウン・サン・スー・チー女史及びその他の政治犯が釈放されること」が極めて重要であると認識している。こうした考えに基づき、平成二十一年十一月七日に行われた日ミャンマー首脳会談において、鳩山由紀夫内閣総理大臣からテイン・セイン・ミャンマー首相に対し、来年の総選挙が日本政府の期待する方向で行われれば、様々な支援を強化することができるとの旨伝えたところである。」との答弁がなされている。しかし、邦人の尊い命が失われたという重い事実、そしてそれに対して何ら誠意ある態度が見えず、更にアウン・サン・スー・チー氏を未だ軟禁状態におき、軍事独裁体制を敷いているという同国の実情を鑑み、我が国としていかなる支援もすべきでないという意見を多くの国民が有していると思料する。右につき、鳩山内閣はどの様な見解を有しているか説明されたい。

右質問する。

平成二十二年三月九日 衆議院会議録第十二号

議長の報告

三四

内閣衆質一七四第一七二号
平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する鳩山由紀夫内閣の取組等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する鳩山由紀夫内閣の取組等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

長井健司氏死亡事件については、政府として、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)政府に対し、引き続き事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還を求めており、ミャンマー政府からの回答を待っているところであるが、外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、ミャンマー政府との間の今後のやり取りに支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えた

三について

政府としては、ミャンマー側に対し、可能な限り速やかに日本側の申入れについての検討の結果を通知するよう更に強く求めていくとともに、その検討結果を含めたミャンマー側の対応を見極めた上で、今後の対応について検討していく考えである。

四について

政府としては、ミャンマーの治安当局による実力行使が行われ、長井健司氏が死亡するに至ったことは極めて遺憾であると考えている。

対ミャンマー経済協力については、ミャン

マー国民に直接利益をもたらす人道案件等に限定して実施しているところである。同時に、政府としては、ミャンマーにおける平成二十二年の総選挙(以下「平成二十二年の総選挙」という。)にすべての関係者が参加できるように民主化プロセスが進展すること、並びに、ミャンマーの民主化プロセスにおいて、ミャンマー政府とアウン・サン・スー・チー女史を含む国民民主連盟との実質的な対話が進展すること並びに平成二十二年の総選挙までにアウン・サン・スー・チー女史及びその他の政治犯が釈放されることが極めて重要であると認識している。

こうした考えに基づき、平成二十一年十一月七日に行われた日ミャンマー首脳会談において、鳩山由紀夫内閣総理大臣からテイン・セイン・ミャンマー首相に対し、平成二十二年の総選挙が日本政府の期待する方向で行われれば、様々な支援を強化することができると旨伝えたいものである。

平成二十二年二月二十五日提出
質問 第一七三号

普天間基地移設問題に伴う国内の米軍基地の在り方に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

普天間基地移設問題に伴う国内の米軍基地の在り方に関する質問主意書

普天間基地移設問題を受けて、全国の米軍基地撤去などを訴える「米軍基地はいらない三沢集会」が、去る二月二十日、三沢市で開催された。社民党青森県連が主催者側の一つとなっており、また、社民党全国連合国民運動局長の山内参議院議

員が参加していた。右につき、社民党が参画している鳩山内閣として、三沢市民をはじめ国民に説明責任があると考えます。

従って、次の事項について質問する。

一 社民党も参画している鳩山内閣として、この集会をどのように捉えているのか。

二 普天間基地移設問題やそれに関する国内の米軍基地の在り方について、現況は閣内不一致と言わざるを得ない。鳩山内閣として、閣内で米軍基地に関して統一した考えになっているのか。

三 二に関連して、嘉手納基地から三沢基地へのF15戦闘機移設が一部で取りざたされているが、その方向なのか。

四 二と三に関連して、社民党も参画している鳩山内閣として、米軍三沢基地の位置づけをどのように捉え、今後米軍三沢基地はどうあるべきと考えたうえで、米側と協議をしていくのか。右質問する。

内閣衆質一七四第一七三号
平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出普天間基地移設問題に伴う国内の米軍基地の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出普天間基地移設問題に伴う国内の米軍基地の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「集会」については、政府として関与しておらず、その詳細について承知していない

ことから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

二及び四について

三沢飛行場に所在する部隊を含め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)第六条の規定に基づき我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「日米軍」という。)は、その抑止力を通じて我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与していると認識している。我が国としては、日米安保条約を引き続き堅持し、その抑止力の下で自国の安全を確保するため、安全保障上の課題について、今後も引き続き日米両政府間で緊密に協議していく。

三について

在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢については、日頃から米政府と緊密に意見交換を行っているところであるが、意見交換の具体的な内容については、米政府との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十二年二月二十五日提出
質問 第一七四号

国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに対しての鳩山内閣からの答弁書と、全く矛盾する長妻厚生労働大臣の会見に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに対しての鳩山内閣からの答弁書と、全く矛盾する長妻厚生労働大臣の会見に関する質問主意書

去年十一月三十日、私が提出した国外で作製さ

れた歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する質問主意書において、「近年、国外で作製された歯科医療用補てつ物等が使用されているのにも拘わらず、歯科材料の性状等何ら検査も受けずに、雑貨物扱いで輸入されて患者に供されている事例が増加し、国民の健康を守る上で大切な口腔医療の現場において、安心・安全が脅かされており、国として法整備等を行い、必要な措置を講じるべきではないか」との旨を政府に対して質問した。これに対し、十二月八日付の鳩山内閣からの答弁書では、「法整備を行う考えはない。歯科医師の責任の下、安全性に十分に配慮した上で、実施されるべきものである。」旨の回答があった。つまり、歯科医師の責任と位置づけ、国は関与せずとの内容であった。その後、本年二月九日の記者会見で、長妻厚生労働大臣は「輸入された歯科技工物についての具体的な基準の策定に乗り出す」、「この問題の背景にある構造的な問題の有無についても実態把握に努める」という意向を示した。閣議決定を経ての答弁書の内容と担当大臣である長妻厚生労働大臣の会見内容は全く異なっており、国会法第七十四条に基づく質問主意書の提出を愚弄するものである。これは、国民の知る権利に配慮することを否定するもので、何よりも歯科医療の現場に、そして国民の歯科医療に対する信頼に、国は大きな不安を与えることになると思われる。

従って、次の事項について質問する。

一 先の答弁書の内容と長妻厚生労働大臣の二月九日の記者会見の内容は、全く異なっているのではないか。

二 長妻厚生労働大臣は記者会見で、「輸入された歯科技工物についての具体的な基準の策定に乗り出す」との意向を示しているが、具体的に

どのようなことか。

三 二に関連し、新たな法整備の検討も視野に入るのか。

四 長妻厚生労働大臣は記者会見で、「この問題の背景にある構造的な問題の有無についても実態把握に努める」との意向を示しているが、どのくらいの範囲で、どのような内容で、いつまでに実態把握に努めるのか。

五 先の答弁書では、「歯科医師の責任の下で対応すべきであり、国は関与しない」との旨の内容であったが、今後とも国としての責任を果たす役割を考えないのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一七四号
平成二十二年三月五日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに対する質問に対する答弁書と、全く矛盾する長妻厚生労働大臣の会見に関する質問に対する答弁書

一及び五について
御指摘の答弁書(平成二十一年十二月八日内閣衆質一七三第二九号。以下「前回答弁書」という。)については、政府として国外で作成

された補てつ物等(以下「国外作成補てつ物等」という。)の品質の確保等の施策を進めていく旨をお答えしているところであり、「国は関与せず」とはお答えしていない。また、御指摘の記者会見において、長妻厚生労働大臣が国外作成補てつ物等の基準の策定について検討する旨の発言を行ったが、これは法整備を行うという趣旨ではなく、前回答弁書と御指摘の記者会見における長妻厚生労働大臣の発言は矛盾するものではない。

政府としては、今後とも、国外作成補てつ物等の品質の確保等の施策を進めてまいりたい。

二及び三について
現在、厚生労働省において、歯科技工の安全性の確保等の観点から、歯科医師の適切な判断等に資するよう、歯科医師が補てつ物等の作成を委託する場合の使用材料に関する基準の策定を検討しているが、歯科技工については、患者を治療する歯科医師が歯科医学的知見に基づき適切に判断し、当該歯科医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものである。当該基準に係る法整備を行うことは考えていない。

四について
前回答弁書一についてでお答えしたとおり、「歯科補綴物の他国間流通に関する調査研究」(平成二十一年度厚生労働科学研究費補助事業)において、国外作成補てつ物等の材料に関する分析等を行うこととされており、また、平成二十二年において、国内又は国外で作成された補てつ物等の品質に関する情報の収集等を内容とする「国内外の歯科補綴物の実態に関する研究」を厚生労働科学研究費補助事業の公募課題とすることとしている。

厚生労働省としては、これらの研究の結果も参考にしつつ、国外作成補てつ物等が使用される背景にある価格や材料等の問題の有無等に関する実態把握に努めてまいりたい。

平成二十二年二月二十五日提出
質問 第一七五号
地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書
提出者 甘利 明

地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書

現在、政府で検討されている「地球温暖化対策基本法案(仮称)」については、今後数年間の国民生活や経済などに多大な悪影響を及ぼしかねない内容がある。従って次の事項について質問する。

一 地球温暖化対策基本法案作成に向けた意見募集では中期目標となる九〇年比二五％削減への否定的な意見が九割近くあったと承知しているが、その点をどのように法案に反映するのか。また、国民負担はいくらになるのか。国民不在の議論にならずに、かつ、拙速な議論にならずに進める考えはあるのか。なぜ急いで今国会に提出するのか。

二 九〇年比二五％削減には前提条件が二つある。全ての法律について、前提条件付きの法案はこれまで存在していたか。また、前提条件が崩れたら、中期目標を修正するのか、止めるのか。地球温暖化対策基本法案には、前提条件が崩れた場合にどのように対処するのかという規定を設けるのか。

地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書

現在、政府で検討されている「地球温暖化対策基本法案(仮称)」については、今後数年間の国民生活や経済などに多大な悪影響を及ぼしかねない内容がある。従って次の事項について質問する。

一 地球温暖化対策基本法案作成に向けた意見募集では中期目標となる九〇年比二五％削減への否定的な意見が九割近くあったと承知しているが、その点をどのように法案に反映するのか。また、国民負担はいくらになるのか。国民不在の議論にならずに、かつ、拙速な議論にならずに進める考えはあるのか。なぜ急いで今国会に提出するのか。

二 九〇年比二五％削減には前提条件が二つある。全ての法律について、前提条件付きの法案はこれまで存在していたか。また、前提条件が崩れたら、中期目標を修正するのか、止めるのか。地球温暖化対策基本法案には、前提条件が崩れた場合にどのように対処するのかという規定を設けるのか。

地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書

現在、政府で検討されている「地球温暖化対策基本法案(仮称)」については、今後数年間の国民生活や経済などに多大な悪影響を及ぼしかねない内容がある。従って次の事項について質問する。

一 地球温暖化対策基本法案作成に向けた意見募集では中期目標となる九〇年比二五％削減への否定的な意見が九割近くあったと承知しているが、その点をどのように法案に反映するのか。また、国民負担はいくらになるのか。国民不在の議論にならずに、かつ、拙速な議論にならずに進める考えはあるのか。なぜ急いで今国会に提出するのか。

二 九〇年比二五％削減には前提条件が二つある。全ての法律について、前提条件付きの法案はこれまで存在していたか。また、前提条件が崩れたら、中期目標を修正するのか、止めるのか。地球温暖化対策基本法案には、前提条件が崩れた場合にどのように対処するのかという規定を設けるのか。

地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書

現在、政府で検討されている「地球温暖化対策基本法案(仮称)」については、今後数年間の国民生活や経済などに多大な悪影響を及ぼしかねない内容がある。従って次の事項について質問する。

一 地球温暖化対策基本法案作成に向けた意見募集では中期目標となる九〇年比二五％削減への否定的な意見が九割近くあったと承知しているが、その点をどのように法案に反映するのか。また、国民負担はいくらになるのか。国民不在の議論にならずに、かつ、拙速な議論にならずに進める考えはあるのか。なぜ急いで今国会に提出するのか。

二 九〇年比二五％削減には前提条件が二つある。全ての法律について、前提条件付きの法案はこれまで存在していたか。また、前提条件が崩れたら、中期目標を修正するのか、止めるのか。地球温暖化対策基本法案には、前提条件が崩れた場合にどのように対処するのかという規定を設けるのか。

地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書

現在、政府で検討されている「地球温暖化対策基本法案(仮称)」については、今後数年間の国民生活や経済などに多大な悪影響を及ぼしかねない内容がある。従って次の事項について質問する。

一 地球温暖化対策基本法案作成に向けた意見募集では中期目標となる九〇年比二五％削減への否定的な意見が九割近くあったと承知しているが、その点をどのように法案に反映するのか。また、国民負担はいくらになるのか。国民不在の議論にならずに、かつ、拙速な議論にならずに進める考えはあるのか。なぜ急いで今国会に提出するのか。

二 九〇年比二五％削減には前提条件が二つある。全ての法律について、前提条件付きの法案はこれまで存在していたか。また、前提条件が崩れたら、中期目標を修正するのか、止めるのか。地球温暖化対策基本法案には、前提条件が崩れた場合にどのように対処するのかという規定を設けるのか。

地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書

現在、政府で検討されている「地球温暖化対策基本法案(仮称)」については、今後数年間の国民生活や経済などに多大な悪影響を及ぼしかねない内容がある。従って次の事項について質問する。

一 地球温暖化対策基本法案作成に向けた意見募集では中期目標となる九〇年比二五％削減への否定的な意見が九割近くあったと承知しているが、その点をどのように法案に反映するのか。また、国民負担はいくらになるのか。国民不在の議論にならずに、かつ、拙速な議論にならずに進める考えはあるのか。なぜ急いで今国会に提出するのか。

二 九〇年比二五％削減には前提条件が二つある。全ての法律について、前提条件付きの法案はこれまで存在していたか。また、前提条件が崩れたら、中期目標を修正するのか、止めるのか。地球温暖化対策基本法案には、前提条件が崩れた場合にどのように対処するのかという規定を設けるのか。

地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書

現在、政府で検討されている「地球温暖化対策基本法案(仮称)」については、今後数年間の国民生活や経済などに多大な悪影響を及ぼしかねない内容がある。従って次の事項について質問する。

一 地球温暖化対策基本法案作成に向けた意見募集では中期目標となる九〇年比二五％削減への否定的な意見が九割近くあったと承知しているが、その点をどのように法案に反映するのか。また、国民負担はいくらになるのか。国民不在の議論にならずに、かつ、拙速な議論にならずに進める考えはあるのか。なぜ急いで今国会に提出するのか。

二 九〇年比二五％削減には前提条件が二つある。全ての法律について、前提条件付きの法案はこれまで存在していたか。また、前提条件が崩れたら、中期目標を修正するのか、止めるのか。地球温暖化対策基本法案には、前提条件が崩れた場合にどのように対処するのかという規定を設けるのか。

三 現在、米国が提示している目標（〇五年比一七％削減）は、九〇年比では何％削減となるか。この目標は意欲的な数値と言えるのか。また、中国が行動計画で示しているGDP比四〇～四五％削減という目標値は、GDPが毎年一〇％で伸びると仮定すると二〇二〇年は何％の排出量の増減があるのか。この目標は意欲的な数値と言えるのか。

四 原子力発電ならびに原子燃料サイクルは地球温暖化対策やエネルギーセキュリティにとって重要な施策と考えるか。政府与党として、原子力への見解は如何に。現在検討されている地球温暖化対策基本法案に、原子力発電ならびに原子燃料サイクルを重要施策として位置付けるのか。右質問する。

内閣衆質一七四第一七五号

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員甘利明君提出地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員甘利明君提出地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問に対する答

弁書

一について

地球温暖化対策基本法案（仮称）の策定に当たっては、広く事業者、国民等の理解と協力を得つつ推進することが重要であると認識してお

り、昨年十二月、当該法案の検討に先立ち、御指摘の意見募集を実施したほか、本年二月二十三日に開催された地球温暖化問題に関する閣僚委員会副大臣級検討チーム（以下「副大臣級検討チーム」という。）において、事業者、労働者及びNGOの代表者からヒアリングを実施するなど、国民各界各層の幅広い意見を聴取し、これらの意見も参考としつつ、検討を進めているところである。このような検討プロセスを踏んでおり、政府としては、議論が拙速であるという認識はない。今後も広く国民等の御意見を伺い、理解と協力を得つつ、地球温暖化対策を推進していく考えである。

また、御指摘の国民負担については、当該法案は、我が国における地球温暖化対策の基本的な方向性を定めたものであり、当該法案に係る国民負担を算出することは困難であるが、千九百九十年比二十五パーセント削減に伴う国民負担について、副大臣級検討チームの下に設置したタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）においては、モデル分析を行った結果、千九百九十年比二十五パーセント削減を達成する場合には同年比四パーセント増加する場合と比べて経済にマイナスの影響が出ると試算されるものの、他国も高い中期目標を掲げ世界的に地球温暖化対策が進展する場合、炭素税の徴収を単に家計に還付するのではなく地球温暖化対策への財政支出や国債の償還に充てる場合又は海外との排出量取引を活用する場合には、国民負担等の経済影響を緩和できる可能性等が示された。一方で、従来の分析手法には限界があるとの指摘もあり、これまでのタスクフォースで

は、新たな産業や市場の創出、イノベーションの促進等のプラスの効果の評価の仕方も必ずしも十分に検討できていないことから、これらの点について、引き続き検討を重ねていくこととしている。

二について

千九百九十年比で言えば二十二十年までに二十五パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すとの中期目標（以下「中期目標」という。）は、我が国として、主要国の背中を押して、積極的な取組を促すことにより、世界全体での温室効果ガスの削減に向けた国際交渉を進展させるため、地球温暖化を防止するために科学が要請する水準に基づくものとして、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として表明したものである。

現在検討中の地球温暖化対策基本法案（仮称）においても、このような前提が成立したと認められる場合に中期目標が設定されるものとし、政府は、当該前提が実現するよう努める旨を規定すべく検討している。

なお、「前提条件付きの法案はこれまで存在していたか」とのお尋ねについては、御指摘の「前提条件付きの法案」についての定義が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

米国政府は、最終的な目標は今後制定される関連の国内法令に照らして国連気候変動枠組条約事務局に対して通報されるとの認識の下、二十二年に二千五年比で温室効果ガスの排出を

十七パーセント程度削減するとの目標を本年一月二十八日に同事務局に提出している。この目標は、米国政府が二十九年に同事務局に提出した目録のうち、土地利用、土地利用変化及び林業部門を含まない値を用いて計算すると、千九百九十年比では、約三パーセントの削減となる。

米国の目標は、二十二十年について我が国の目標と比較した場合には、決して十分とは考えられない。他方、この目標の背景には、二十五年までに約八十三パーセント削減という要素も含まれており、二千五十年までの温室効果ガス排出の道筋については、一定の評価が可能と考えられる。

御指摘の「中国が行動計画で示しているGDP比四〇～四五％削減という目標値」とは、中国政府が本年一月二十八日に国連気候変動枠組条約事務局に提出した、二十二十年までに国内総生産単位当たりの二酸化炭素排出量を二千五年比で四十～四十五パーセント削減するとの目標を指すものと理解する。そもそも国内総生産は様々な要因によって変わらうるので、十年以上先の国内総生産を確度をもって予測することは不可能であるが、その前提で、御指摘の「GDPが毎年一〇％で伸びると仮定した場合について、中国の二千年の名目国内総生産値（中国政府発表の速報値）が今後毎年十パーセント成長すると仮定して単純計算した場合であって、当該目標が達成された時の二十二十年の中国の二酸化炭素排出量は、二千五年比で約三倍になると試算される。

中国政府が二酸化炭素の排出に関する目標を

提出したことは評価する。しかし、各国の排出量のピークアウト(頭打ち)を早期に実現させ、世界全体の排出量を二五十年までに少なくとも半減させるためには、提出された中国の目標がこれで十分であるというのは難しい。したがって、世界最大の排出国である中国には、今後、引き続き一層の取組を求めていくべきと考ええる。ただし、「共通だが差異ある責任」の原則の下、中国を先進国と同一の指標で評価するのは困難である。中国等の新興国については、削減行動の内容だけではなく、その法的位置付け、当該国の次期枠組みへの参加の仕方、その取組の国際的なガイドラインに沿った透明性の確保等の点も重要であると考ええる。

四について

原子力は、エネルギーの安定供給のみならず、低炭素社会の実現に不可欠であると考えており、安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、核燃料サイクルを含む原子力の利用を着実に推進していくことが、内閣としての一貫した方針である。地球温暖化対策基本法案(仮称)における原子力に関する規定については、現在検討中である。

平成二十二年二月二十五日提出
質 問 第 一 七 六 号

長崎県知事選挙における公務員の選挙運動に関する質問主意書

提出者 宮腰 光寛

長崎県知事選挙における公務員の選挙運動に関する質問主意書

赤松広隆農林水産大臣及び山田正彦農林水産副大臣

大臣は、二月二十一日に行われた長崎県知事選挙に当たり、通常国会会期中にもかかわらず、民主党の推薦候補として、選挙運動に入っていた農水省出身の橋本剛候補の当選を期する目的を隠べいた集会等に、現役農水省幹部職員らを随行させ、橋本候補を支持し当選させてもらえば長崎県が有利になるなどと利益誘導のための選挙活動を行った。

閣僚たる政治家の政治活動、選挙支援活動は自由なもの、赤松大臣及び山田副大臣が幹部職員を引き連れて取った行動は権力の乱用で、かつ、幹部職員の地位を利用し、影響力を駆使したことは、公務員を選挙運動に駆り出した選挙違反の疑いもある。とりわけ本川生産局長、渡邊食肉鶏卵課長らは昨年まで橋本候補の直属の上司であり、かつ、町田水産庁長官も畜産部長経験者であった、公務員の選挙運動の禁止の違反に該当する恐れが強い。

従って、政府は次の質問に回答されたい。

一 本年一月一日から二月二十一日までの間、赤松大臣及び山田副大臣が公務員に長崎県入りした日程全行程、出張旅費の総額。

二 その際、農水省本省及び地方出先機関の公務員の長崎県出張随行の有無。随行の場合、その全ての氏名及び役職名。

三 赤松大臣及び山田副大臣に随行した農水省職員に支払われた出張旅費の総額及び飲食費等に公費で支払われた金額の合計。

四 赤松大臣及び山田副大臣に随行した本川生産局長、渡邊食肉鶏卵課長、島田林野庁長官、町田水産庁長官ら本省課長級以上の職員が大臣及び副大臣日程と離れて取った行動の内容。

五 本年一月一日から二月二十一日までの間、赤松大臣及び山田副大臣が長崎県内開催会合にて橋本候補を同席させたすべての会合名と出席団体名。

六 水産庁及び生産局畜産部職員で橋本候補が出馬表明した時から選挙期間中に長崎県へ出張した職員数及び課長級以上の職員名と役職名及びその目的。

七 自民党政権時代に農水大臣及び副大臣が国政選挙や地方選挙期間中(投票日前二か月内)で政務秘書官を除き随行させた農水省職員の氏名及び出張旅費の総額。ただし過去三年間。

八 問一から問七を踏まえ、赤松大臣及び山田副大臣が農水省幹部職員を引き連れて取った行動の是非に関する鳩山内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七四第一七六号
平成二十二年三月五日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員宮腰光寛君提出長崎県知事選挙における公務員の選挙運動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮腰光寛君提出長崎県知事選挙における公務員の選挙運動に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、赤松農林水産大臣においては、平成二十二年一月十日に山田農林水産副大臣の令夫人の通夜への出席のため長崎県へ出張し、山田農林水産副大臣においては、同月十七日に第二山田丸行方不明に係る現地調査のため長崎県へ、同月二十二日及び二十三日にシンポジウム「対馬から林業再生を考える」出席等のため長崎県へ、同月三十日に「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた公開討論会」出席のため長崎県へ、同年二月四日及び五日に畜産物価格及び関連対策に係る現地調査及び意見交換のために長崎県及び熊本県へ出張しており、これらの旅費(概算値。以下同じ)の総額は三十六万五千五百円である。

二について

一について述べた出張に随行した農林水産省の職員(以下「随行者」という。)の有無、随行者の役職及び氏名については、赤松農林水産大臣においては、随行者無し、山田農林水産副大臣においては、平成二十二年一月十七日の出張は、羽石洋平農林水産副大臣秘書官事務取扱、大石浩平水産庁漁政部漁業保険管理官、長谷成人同庁資源管理部沿岸沖合課長及び勝山潔志同庁九州漁業調整事務所長、同月二十二日及び二十三日の出張は、羽石洋平農林水産副大臣秘書官事務取扱、大石浩平水産庁漁政部漁業保険管理官、長谷成人同庁資源管理部沿岸沖合課長及び勝山潔志同庁九州漁業調整事務所長、同月二十二日及び二十三日の出張は、羽石洋平農林水産副大臣秘書官事務取扱、最上康信九州農政局長崎農政事務所長、島田泰助林野庁長官、安東隆同庁林政部経営課長、沖修司同庁九州森林管理局長、大貫肇同局森林整備部長、西中美芳同局長崎森林管理署長、竹部浩一郎同署業務課技術専門官、松永雄治同署厳原森林事務所首席森林官、江島昭則同署豆蔵森林事務所森林官、吉村浩一同署三根森林事務所森林官、町田勝弘水産庁長官、長谷成人同庁資源管理部沿岸沖合課長、勝山潔志同庁九州漁業調整事務所長及び梅田孝明同漁業

調整事務所沖合課長、同月三十日の出張は、羽石洋平農林水産副大臣秘書官事務取扱、川本博康大臣官房食料安全保障課食料自給率専門官、宮本敏久九州農政局長及び清水雄二同局総務部総務課自動車運転手、同年二月四日及び五日の出張は、羽石洋平農林水産副大臣秘書官事務取扱、本川一善生産局長、本田光広同局畜産部畜産企画課課長補佐、迫田潔同部牛乳乳製品課乳製品調整官、渡邊毅同部食肉鶏卵課長、宮本敏久九州農政局長、河原朋海同局総務部総務課自動車運転手、清水雄二同課自動車運転手、平尾正倫同局生産経営流通部畜産課長、林稔久同課課長補佐、中村輝実同課畜産物流通指導官、野口智弘同課畜産経済第二係長及び坂田光弘同部構造改善課課務係長兼畜産課である。

三について

二についてで述べた職員の旅費の総額は百六十七万五千五百十円である。なお、日当を除き、出張期間における飲食費に対する公費支出は確認されていない。

四について

お尋ねについては、一についてで述べた平成二十二年一月二十二日及び二十三日の山田農林水産副大臣の出張に随行した島田泰助林野庁長官、安東隆同庁林政部経営課長及び沖修司同庁九州森林管理局長については、同月二十二日、島田泰助林野庁長官が長崎県森林組合連合会関係者、工務店関係者等との会合に出席し、島田泰助林野庁長官、安東隆同庁林政部経営課長及び沖修司同庁九州森林管理局長が関係地方公共団体の職員等との意見交換会に出席し、同月二十三日、島田泰助林野庁長官、安東隆同庁林政部

部経営課長及び沖修司同庁九州森林管理局長が製材工場及びしいたけ生産施設を現地調査し、安東隆同庁林政部経営課長が扇対馬森林組合長と意見交換を行った。また、一についてで述べた同年二月四日及び五日の山田農林水産副大臣の出張に随行した本川一善生産局長、渡邊毅同局畜産部食肉鶏卵課長及び宮本敏久九州農政局長は、諫早湾干拓地の飼料生産基盤としての利用状況等を確認するため現地調査を行った。

五について

お尋ねについては、赤松農林水産大臣及び山田農林水産副大臣の政治家個人としての活動に關するものであり、政府としてお答えする立場にない。

六について

お尋ねの「橋本候補が出馬表明した時から選挙期間中に」の意味が必ずしも明らかではないが、橋本剛氏が農林水産省を退職した平成二十一年十一月十六日から長崎県知事選挙投票日の前日である平成二十二年二月二十日までの期間中に、長崎県へ出張した農林水産省生産局畜産部及び水産庁(本庁及び漁業調整事務所)職員の数は延べ百三十七人である。このうち、本府省課長級以上の職員については、橋本牧水産庁漁港漁場整備部長が漁港漁場整備に關する打合せのため、大石浩平同庁漁政部漁業保険管理官及び長谷成人同庁資源管理部沿岸沖合課長が第二山田丸行方不明に係る現地調査に係る山田農林水産副大臣出張随行のため、町田勝弘水産庁長官及び長谷成人同庁資源管理部沿岸沖合課長が漁業者との意見交換等に係る山田農林水産副大臣出張随行のため、宮原正典水産庁資源管理部

審議官が長崎県マグロ養殖協議会及び大中型まき網漁業によるクロマグロ漁業に關する打合せへ出席のため、本川一善生産局長及び渡邊毅同局畜産部食肉鶏卵課長が畜産物価格及び関連対策に係る現地調査及び意見交換に係る山田農林水産副大臣出張随行のため、平井光行水産庁増殖推進部参事官が第十四回地域水産加工技術セミナー出席及びプロジェクト研究の打合せのため、それぞれ長崎県へ出張している。

七について

お尋ねのうち、鳩山内閣が発足した平成二十一年九月十六日の前日からさかのぼる三年間に於いた衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の投票日前二か月以内の農林水産大臣及び農林水産副大臣の国内における出張(補欠選挙の場合は、当該補欠選挙の行われる区域内を職務先とするものに限る。)については、国井農林水産副大臣(当時)においては、平成十八年十月十六日の品目横断的経営安定対策に係る都市圏J Aとの意見交換及び視察のための神奈川県への出張について、金澤正尚農林水産副大臣秘書官事務取扱(当時。以下同じ。)が、平成十九年二月二十五日から二十八日までのバイオエタノール製造施設視察のための沖縄県への出張について、吉田岳志大臣官房審議官兼生産局(当時)、金澤正尚農林水産副大臣秘書官事務取扱、木下卓大臣官房環境政策課環境企画官(当時)、酒井俊道生産局特産振興課砂糖糖類調整官(当時)及び岩村和平農林水産副大臣(当時)において、同年六月九日及び十日の第二回食育推進全国大会フォーラム出席のための福井県への出張につい

て、山口孝農林水産副大臣秘書官事務取扱(当時。以下同じ。)、引地和明消費・安全局消費者情報官(当時)、涌野佐斗司北陸農政局長(当時)及び平義孝同局総務部総務課自動車運転手(当時)が、同月十四日の筑波農林研究団地視察のための茨城県への出張について、山口孝農林水産副大臣秘書官事務取扱、青柳昌晴大臣官房経理課自動車運転手及び伊地知俊一農林水産技術会議事務局研究総務官(当時)が、同年七月三日の経済事業改革関連現地視察のための栃木県への出張について、小山信温大臣官房参事官兼経営局(当時)、山口孝農林水産副大臣秘書官事務取扱、佐藤夏人経営局協同組織課課長補佐、河崎厚夫同農政局次長(当時)、岡崎勇同局総務部総務課自動車運転手、山口純同課自動車運転手及び佐藤徹弥同部検査課長(当時)が、赤城農林水産大臣(当時)においては、同年六月二十三日及び二十四日の第五十八回全国植樹祭出席のための北海道への出張について、村井正親農林水産大臣秘書官事務取扱(当時)、辻健治林野庁長官(当時)、針原寿朗同庁森林整備部長(当時)、笹岡達男同部研究・保全課長(当時)、城土裕同庁森林技術総合研修所長(当時)、山田壽夫北海道森林管理局長(当時)、後藤健同局次長(当時)及び富澤多美男同局企画調整部長(当時)が、石破農林水産大臣(当時)においては、平成二十一年七月三日の佐久総合病院視察のための長野県への出張について、大浦久宜大臣官房参事官、得田啓史農林水産大臣秘書官事務取扱(当時)、西経子農林水産大臣秘書官事務取扱(当時)、宮尾徹関東農政局次長、西川美行同局総務部総務課自動車運転手、小笠原明彦同局長

野農政事務所農政推進課長及び加藤亨同課企画調整係長が、近藤農林水産副大臣(当時)においては、同月十三日の農地法等説明会出席のための新潟県への出張について、坂井眞樹大臣官房参事官兼経営局(当時)及び月山光夫北陸農政局次長(当時)が、同月十七日のグリーンガソリン販売開始記念給油式出席のための新潟県への出張について、遠藤順也大臣官房環境バイオマス政策課バイオマス推進室長、松本直也同課バイオマス調整係長(当時)、中司昇吾農村振興局農村政策部中山間地域振興課バイオ燃料推進係長、志田孝一北陸農政局次長、西口政仁同局企画調整室室長補佐及び岡野光男同局整備部地域整備課長が、それぞれ随行しており、これらの旅費の総額は百五十六万八千五百六十八円である。

なお、お尋ねのうち、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係るものについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることとは困難である。

八について

山田農林水産副大臣が農林水産省職員を随行させて行った出張については、それぞれ公務を適正に遂行しており、問題ないと考えている。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇九八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門一丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 二二〇円)	本号一部 二二〇円